

第3次沖縄県農林水産業振興計画

平成20年3月

沖 縄 県

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨と性格	-----	1
2 計画の期間	-----	2
3 計画の目標	-----	2
4 計画実現に向けた農林漁業者・行政等の役割分担	-----	2

第2章 農林水産業振興の方針

1 農林水産業の現状と基本的課題	-----	4
2 農林水産業・農山漁村の役割	-----	11
3 農林水産業振興計画の実績	-----	14
4 農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向	-----	15
5 振興の基本方向の実現に向けた主要な指標の見通し	-----	28

第3章 施策・事業の展開

1 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化	-----	29
（1）戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立	-----	29
（2）安定品目の生産供給体制の強化	-----	33
2 流通・販売・加工対策の強化	-----	38
（1）流通・販売・加工対策の強化と観光産業との連携強化	-----	38
（2）食品の安全及び消費者の信頼の確保	-----	41
（3）製糖企業の経営体質強化	-----	43
3 農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保	-----	44
（1）担い手の育成・確保	-----	44
（2）農地の有効利用と優良農地の確保	-----	47
（3）農協、森林組合、漁協の経営基盤の強化	-----	48
（4）金融制度と共済制度の充実	-----	48
（5）価格制度の充実	-----	50
4 農林水産技術の開発・普及	-----	52
（1）新技術の開発と試験研究機関の整備	-----	52

(2) 農林水産業技術の普及と情報システムの整備・強化	-----	55
5 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	-----	58
(1) 農業の基盤整備	-----	58
(2) 森林の基盤整備	-----	59
(3) 水産業の基盤整備	-----	60
6 多面的機能を生かした農山漁村の活性化	-----	61
(1) 農山漁村の地域社会の維持・向上	-----	61
(2) グリーン・ツーリズム等の推進と全島緑化の推進	-----	63
7 環境と調和した農林水産業の推進	-----	65
(1) 特殊病害虫等の根絶と侵入防止等	-----	65
(2) 赤土等流出防止対策の推進	-----	66
(3) 有機資源等循環システムの推進	-----	67
(4) 森林と漁場環境の保全	-----	69
第4章 地域特性を生かした圏域別振興方向		
1 北部圏域	-----	70
2 中部圏域	-----	76
3 南部圏域	-----	81
4 宮古圏域	-----	86
5 八重山圏域	-----	90
(参考資料)	-----	95

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨と性格

本県においては、農林水産業の振興のため、国の3次にわたる沖縄振興開発計画や県独自の「沖縄県主要事業推進計画」（平成5年9月策定）、「圏域別農業振興方向」（平成6年12月策定）、「沖縄県農林水産業振興ビジョン・アクションプログラム」（平成11年2月策定）等を通じて、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件整備」に努めてきた。

この間、本県農林水産業は、生産基盤整備をはじめ、各種近代化施設の導入、流通体制の整備、ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶などにより、我が国唯一の亜熱帯地域の特性を生かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛、モズク等の生産が多様に展開され、国内における甘味資源及び冬春期を主体とした農産物を中心とする供給産地としての地位が確保されるとともに、県土の保全、地域社会の維持など、地域の経済・社会の発展にも貢献してきた。

しかしながら、本県の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は、我が国の経済・社会の国際化が進展する中で、農林水産物の輸入増加や長引く景気低迷に伴う農林水産物価格の低迷、農林漁業従事者の減少・高齢化の進行、遊休農地の顕在化など、今なお多くの課題を抱えており、依然として厳しいものがある。

このような状況を踏まえ、平成14年、国においては、新たな沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにした「沖縄振興計画」を決定した。県においては、同計画を踏まえつつ、同計画において自立型経済の構築に向けた重点産業の一つとして位置付けられている農林水産業について、地域特性を生かした振興を図るためのアクションプランとして平成14年度から16年度を計画期間とする「農林水産業振興計画」及び平成17年度から19年度を計画期間とする「第2次農林水産業振興計画」を策定した。この間、2次にわたる同計画に基づいて、「持続的農林水産業の振興」「多面的機能を生かした農山漁村の振興」を目標として、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化等をはじめとした施策を展開し、戦略品目であるゴーヤー、マンゴー等拠点産地等の形成、農産物流通コスト低減の取組、トレーサビリティ等の適切な運用等による消費者の信頼の確保、かんがい施設整備等による生産性の向上等に一定の成果を収めている。

これらの実績（成果）及び現状を踏まえ、新たな「農林水産業振興計画」を策定し、沖縄振興計画の目標を着実に達成するよう取り組むこととする。

なお、新たな計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」などの諸方針との整合性に留意し、施策の円滑な推進を図ることとする。

また、計画の進捗状況等について点検を行うなど、適切な進行管理を行い、効率的かつ効果的な施策展開を図ることとする。

2 計画の期間

平成20年度から平成23年度までの4か年計画とする。

3 計画の目標

本計画においては、本県の地理的な条件不利性等の軽減に関する農林水産業振興上の課題に積極的に取り組むとともに、消費者・市場等のニーズに対応したおきなわブランドの確立や生産供給体制の強化、農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保、観光・リゾート産業と連携したグリーン・ツーリズム等の推進など各種施策を選択的かつ集中的に展開することによって、「持続的農林水産業の振興」及び「多面的機能を生かした農山漁村の振興」を図ることとする。

4 計画実現に向けた農林漁業者・行政等の役割分担

本計画の実現を図るためには、農林漁業者の主体的な取組を基本として、関係団体・市町村・県・国などが一体となって、県民全体の理解を得ながら、その実現に向けて取り組むことが重要である。

(1) 県の役割

県は、本計画の効率的かつ効果的な推進を図るために必要な施策・事業について積極的に支援するとともに、農林水産業・農山漁村振興への県民の理解と協力の促進を図るものとする。

また、市町村、関係団体等と連携し、地域における生産・経営管理技術の普及、地域マネジメント機能の発揮などにより、地域特性を生かした農林水産業・農山漁村の振興を図る。

(2) 市町村の役割

市町村は、地域における農林水産業・農山漁村の振興に直接かかわる行政機関として、地域住民及び関係機関・団体との連携に主導的な役割を発揮するとともに、本計画の施策の展開方向を踏まえ、市町村の地域特性を生かした主体的な施策を推進する。

(3) 農林漁業者の主体的な取組

本県農林水産業・農山漁村の振興を図るには、農林漁業者の主体的な取組が不可欠であり、自らの経営に意欲を持って取り組み、経営を持続的に発展させるとともに、美しい農山漁村や自然環境の保全、地域社会の形成に積極的に取り組むことが重要である。

(4) 関係団体の役割（農林水産業関係団体、NPO等）

農林水産業関係団体は、地域における農林水産業・農山漁村の振興を図っていく上で、生産活動の計画的推進、生産効率の向上及び営農指導など、農林水産業・農山漁村の振興につながる農林漁業者の取組を支援する。

また、ボランティアやNPO等には、農地・森林・海岸域等の維持・保全の新たな担い手として、行政等と連携して取り組むことが期待される。

(5) 県民への期待

県民には、農林水産業・農山漁村の役割やその必要性を十分に理解し、食生活の改善や地産地消への参加、都市と農山漁村の交流等、農林水産業・農山漁村の振興に対し積極的に協力をすることが期待される。

(6) 食品関連企業への期待（食品加工業、食品流通業等）

食品関連企業には、県産農林水産物の積極的な利用や高付加価値化等による特産品の開発・販路の開拓等が期待される。

また、新たな観光の魅力として、観光・リゾート産業と連携し、地域農林水産物を原料とする特産品の供給販売体制を強化することが期待される。

第2章 農林水産業振興の方針

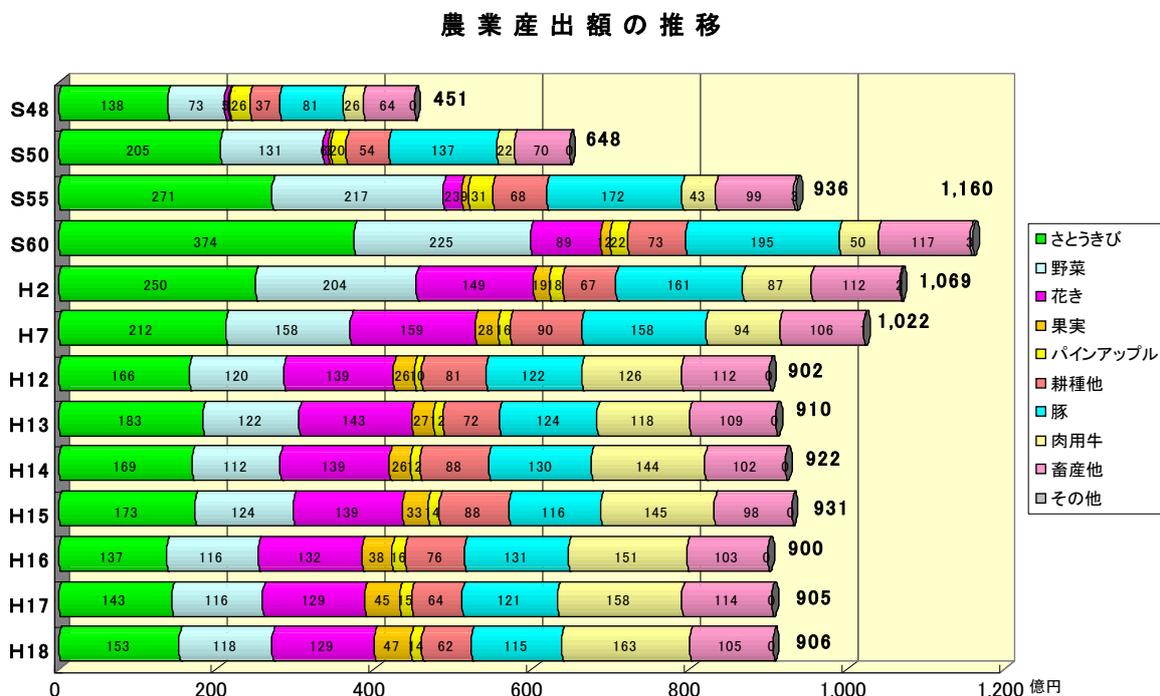
1 農林水産業の現状と基本的課題

(1) 農業の現状と課題

ア 農業産出額

本県の農業産出額は、復帰後、生産基盤整備や各種近代化施設の導入等各種施策の展開により、国内における甘味資源及び冬春期を主体とした農産物を中心とする供給産地として発展してきたこと等により、昭和48年から昭和60年までの12年間に、2.6倍、1,160億円と顕著な増加を示した。しかしながら、その後は国内外との産地間競争の激化、農業従事者の減少・高齢化等により、さとうきび、野菜等の生産が減少してきたことから、平成8年以降、1,000億円を割り込み、平成18年には906億円と、依然として厳しい情勢にある。

このような中において、肉用牛、マンゴー、ゴーヤー、きく等の品目については、生産が増加傾向で推移しており、これらの有望品目を中心とした、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制を強化し、おきなわブランドの確立を図ることで農業生産の建て直しを図ることが急務となっている。



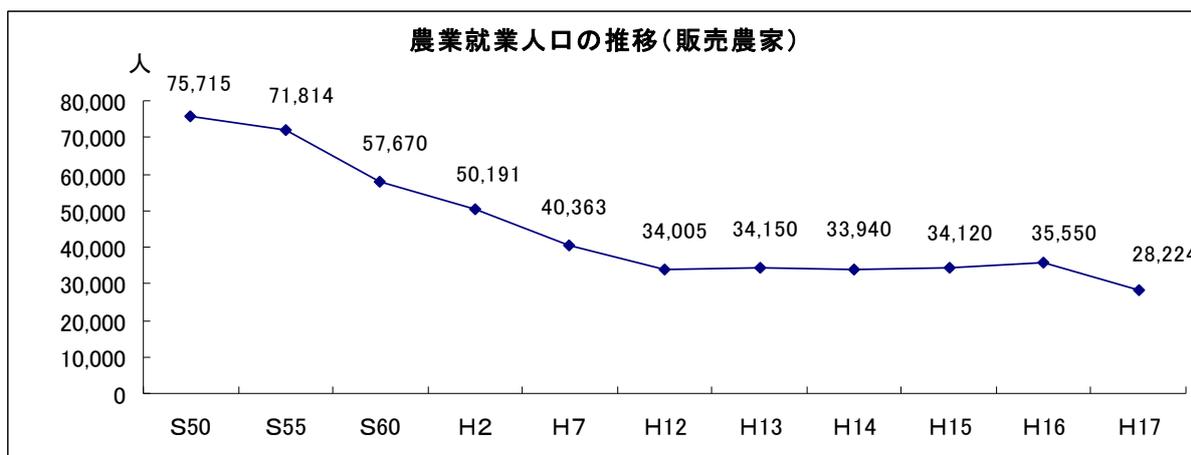
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

イ 農業労働力

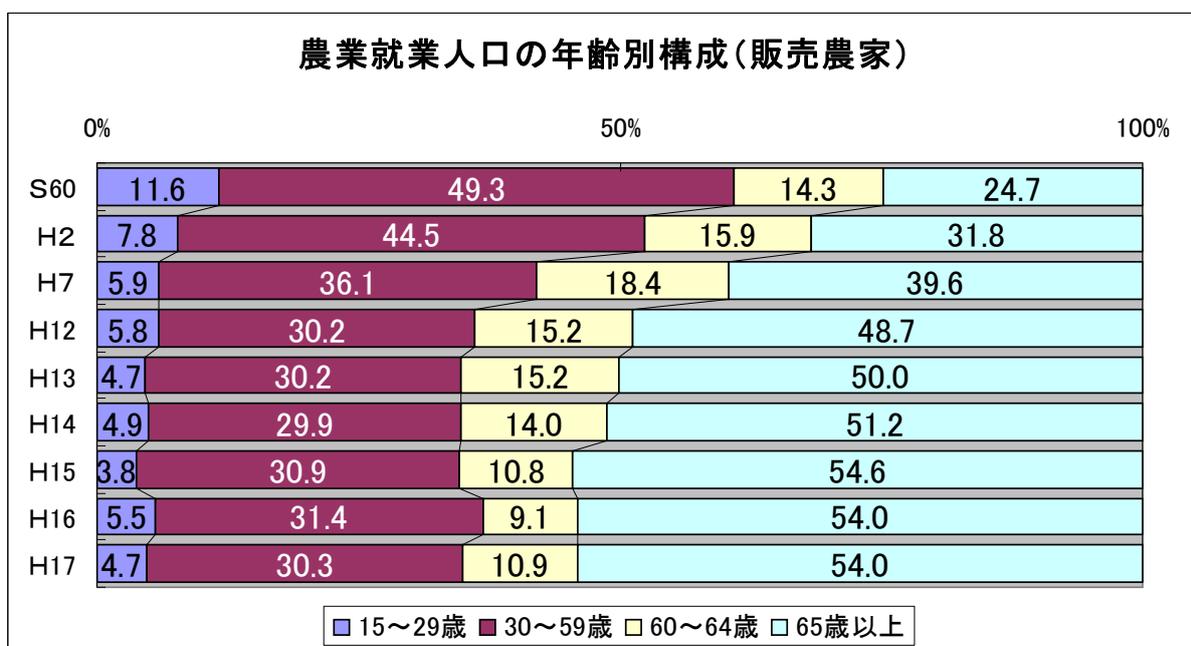
農業就業人口については減少傾向にあり、平成17年では28千人となり、平成2年と比較して約56%まで減少している。

年齢別の構成比を平成2年以降の推移で見ると、30歳未満の層が平成2年の7.8%から平成17年には4.7%に低下しているのに対して、65歳以上の層は31.8%から54.0%とその構成比を高めており、農業就業者の高齢化が急速に進んでいる。

農業・農村の持続的な発展を得るためには、農業就業者の確保、とりわけ若年層の新規就農者の確保が緊急な課題である。



資料:「沖縄農林水産統計年報」沖縄総合事務局(農業就業人口は平成2年度より販売農家で集計)

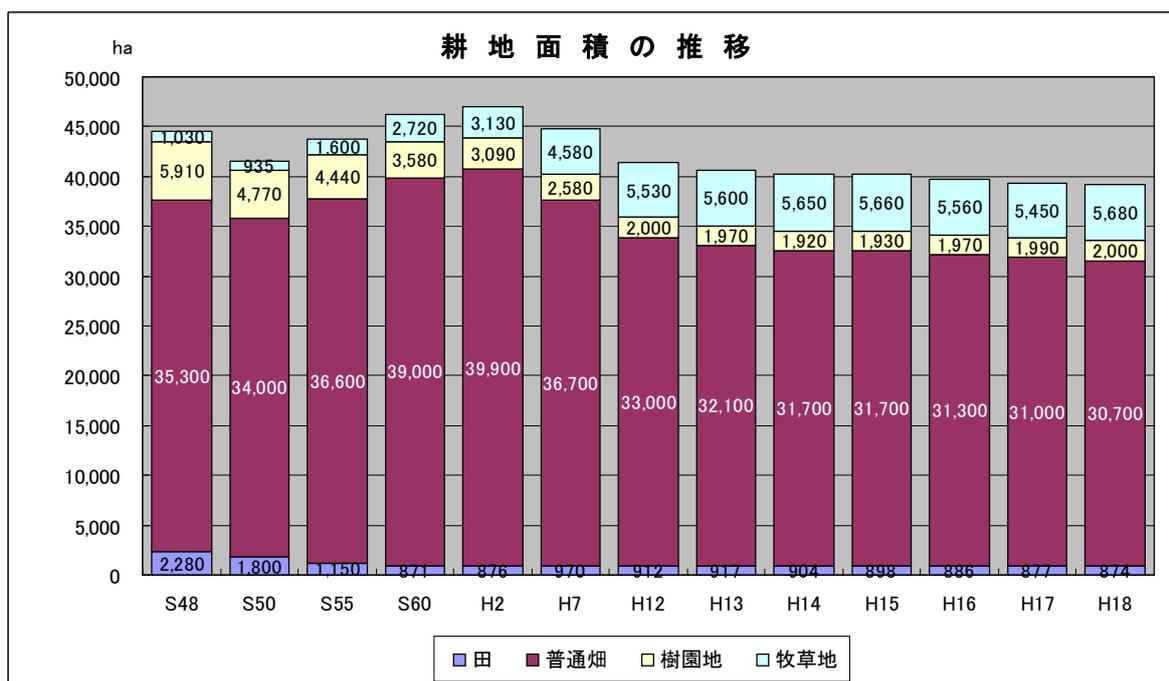


資料:「沖縄農林水産統計年報」沖縄総合事務局

ウ 耕地面積

本県の耕地面積は、復帰直後の農外土地需要の増大によってかい廃が進み、大きく減少したが、農地の買戻しや生産基盤整備等により平成2年には47,000ha台まで回復した。しかしながら、その後は都市化の進展、農業就業者の減少・高齢化による耕作放棄地等の増加などにより耕地面積は再び減少傾向に転じており、平成18年は39,200haとなっている。中でも、さとうきび、パインアップル等の減少により、普通畑・樹園地が減少している状況にある。

今後とも、農業生産の基盤となる優良農地の確保に努める必要がある。



資料：昭和48年は農林水産省「農業動態調査」、昭和50年以降は農林水産省「耕地及び作付面積統計」

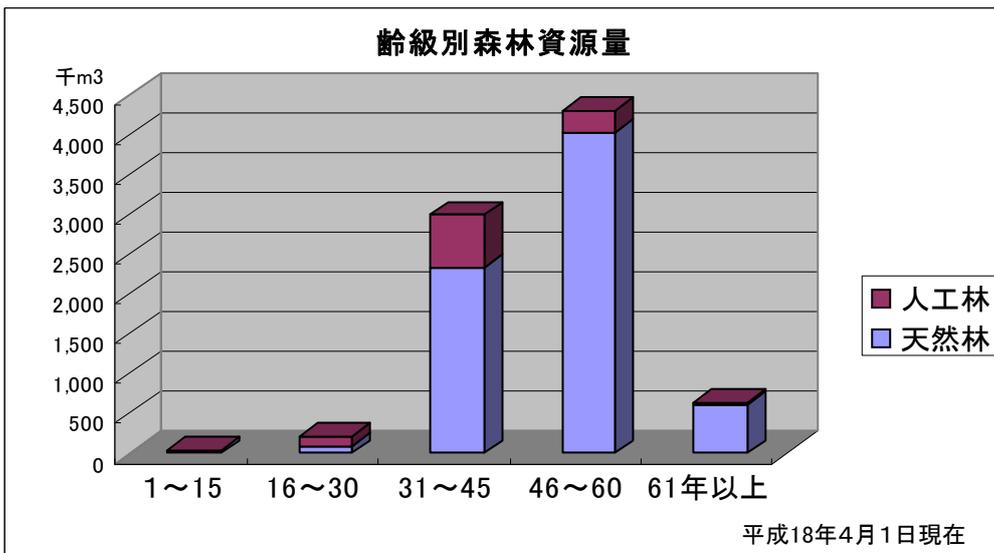
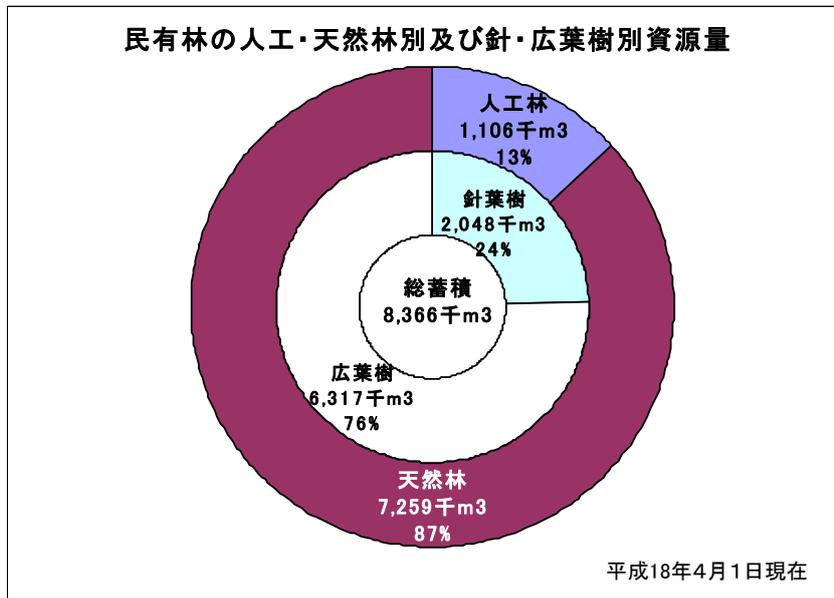
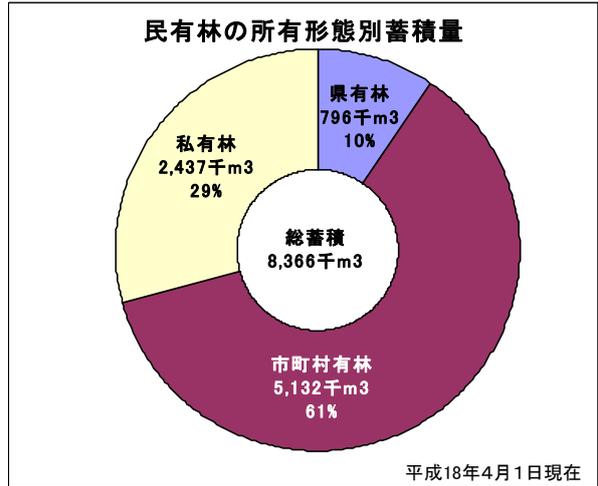
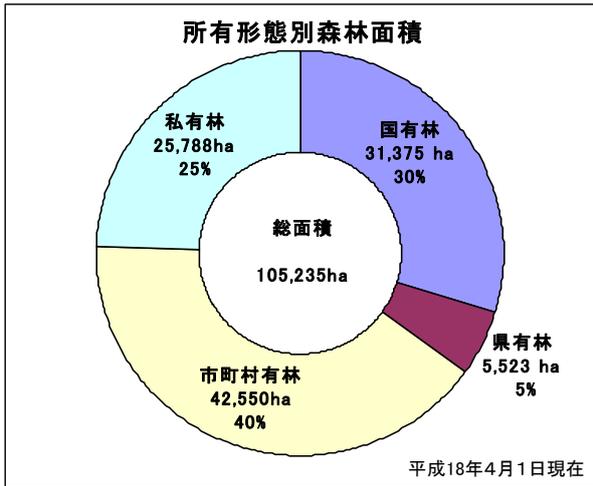
(2) 林業の現状と課題

ア 森林資源

本県における平成18年の森林面積は、105,235haでこのうち民有林73,860ha(70%)、国有林が31,375ha(30%)となっている。民有林における森林資源(蓄積)量は8,366千 m^3 で、人工林は13%となっている。また、民有林における森林資源を所有形態別にみた場合、市町村有林61%、私有林29%、県有林10%となり、市町村有林が高い比率を占めている。

本県の森林は、戦中戦後の乱伐によって著しく荒廃したが、これまでの造林の推進や保安林の整備等により漸次回復しつつある。

今後、県民の森林に対する期待と関心の高まりを踏まえ、森林の多面的機能の高度発揮や林業の持続的かつ健全な発展を図るため、森林の整備・保全を推進するとともに、森林資源の利活用を促進していくことが課題となっている。



資料：県森林緑地課「沖縄の森林・林業」

イ 森林・林業施策

本県の森林・林業の振興については、資源内容の脆弱性、島しょ性等の厳しい諸条件の下、亜熱帯地域の特性を生かした森林の整備・保全及び林業振興を推進するため、各種施策を積極的に実施している。

(7) 森林の持つ多面的機能の発揮を促すための森林整備・保全

森林を重視すべき機能に応じて「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、区分に応じた各種機能を高度に発揮させるため、人工林の保育等の森林整備と、これらの作業に必要な林道等の整備とともに、保安林の計画的な指定等や適正な管理による森林の保全、水源かん養機能の向上や自然災害から県民の生命財産を守るための治山事業の推進を図っている。引き続き、森林に対する社会的要請の多様化、高度化を踏まえ、各機能区分に応じたこれら施策を推進する必要がある。

また、緑化意識の高揚を図るとともに、緑豊かな潤いのある生活環境を創出するために、県民参加による全島緑化を推進することが課題となっている。

森林所有者の理解のもとに、荒廃原野の復旧、保安林の機能充実等の積極的な森林整備を推進する必要がある。

(4) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

リュウキュウマツやイタジイ等の県産木材については、原木の安定した確保が課題となっており、計画的な出荷により市場競争力の強化を目指し、生産拡大を図るための拠点産地の形成や新技術の開発・普及を推進している。

これまで、きのこ類、木炭等の特用林産物を安定的に供給するため、生産・流通・販売体制の推進を図ってきたが、輸入林産物等との競合により厳しい経営を強いられている。

このため、林産物の品質保持や表示の徹底を行うとともに、産地情報の発信等による消費拡大を図り、消費者に信頼される生産・供給体制の確立が課題となっている。

(3) 水産業の現状と課題

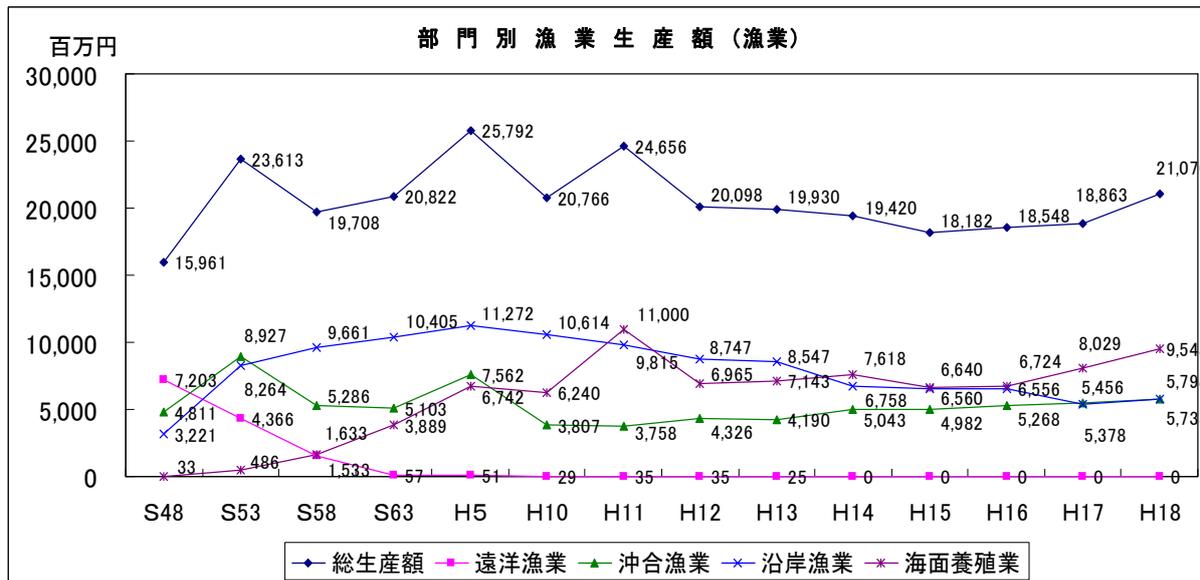
ア 漁業生産額

漁業生産額は、昭和48年の約160億円に対し、平成18年は約211億円となっている。

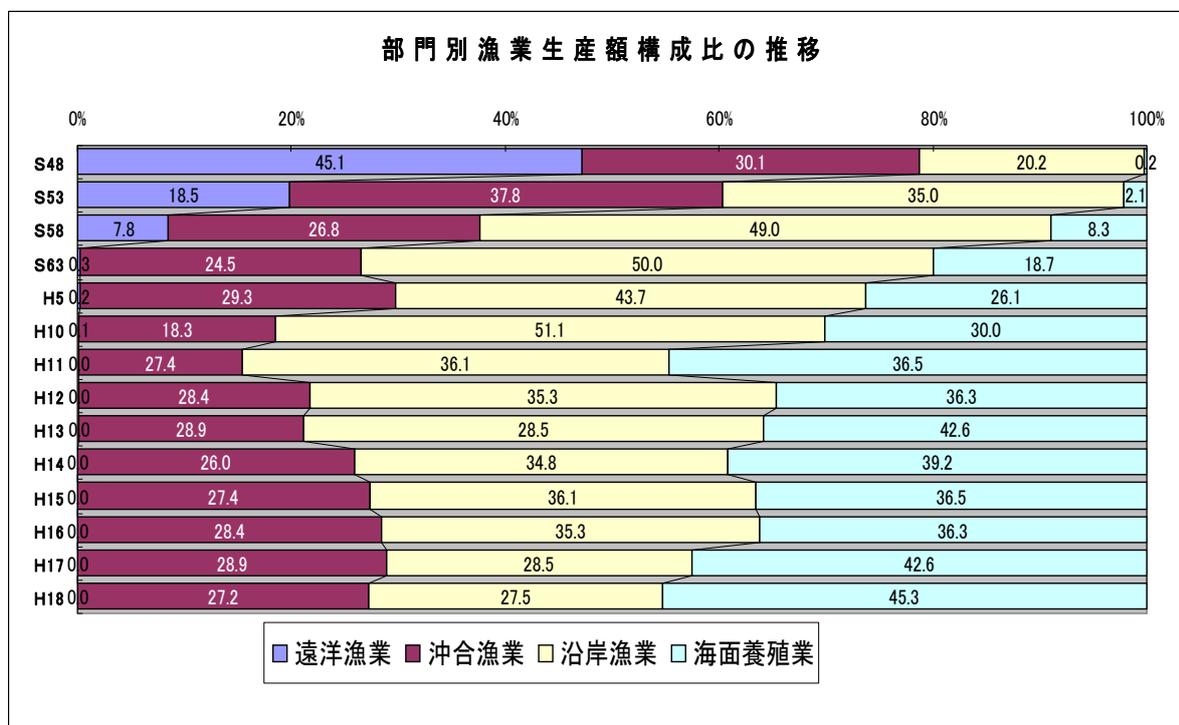
この間、漁業構造は、大きく変化し、南方基地カツオ漁業や遠洋マグロ漁業が衰退したのに対し、昭和50年代後半から県内各地域に設置されたパヤオ（浮魚礁）を利用したひき縄漁業や小型マグロ延縄漁業及び旗流し漁法の導入によるソデイカ漁業が増加した。

また、海面養殖業は、クルマエビやモズクが大幅な伸びを示し、平成18年には、約95億円の生産額となっており、重要な地位を占めるまでに進展している。

今後とも、つくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進することにより、生産拡大及び資源の持続的利用を図り、安定した漁家経営を確保することが課題となっている。



資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」
 ※総数と内訳が合わないのは、グラフに内水面養殖業を含んでいないためである。



資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

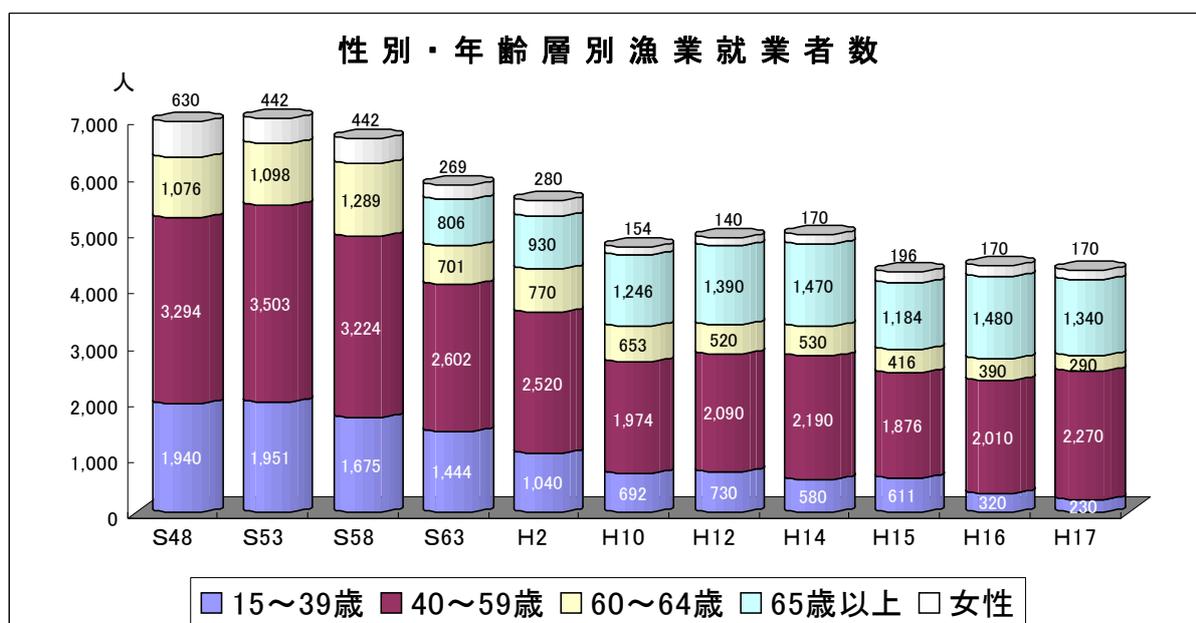
イ 漁業就業者

漁業就業者は、平成2年の5,530人が、平成17年には、4,300人となっており、著しく減少している。

男性の漁業就業者を年齢別に見てみると、平成2年には40～59歳の階層が全体の就業者の45.5%と半数近くを占め、次いで15～39歳の若年層が18.8%を占めていたのが、平成17年は、40～59歳階層が52.8%で最も多く、次いで65歳以上が31.2%となっており、15～39歳階層は、5.3%と最も少なくなっており、漁業就業者の高齢化と後継者不足が顕著な状況にある。

また、平成17年の総就業者に占める女性就業者は、全国の16.3%に対し、沖縄県は3.9%と女性漁業者の割合が少なくなっている。

このため、新規及び中途就業者の参入を進め、担い手を確保することが課題となっている。



資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、農林水産省「漁業センサス」

ウ 水産物の流通・加工・消費者対策

本県は、離島県であり、流通面においてコスト的、時間的な制約があることから流通システムの効率化とともに市場性、保存性の高い加工品の開発を図る必要がある。

また、多品種少量の漁獲であることから、消費者への情報提供とともに消費者ニーズに適合した供給が重要である。

2 農林水産業・農山漁村の役割

(1) 新鮮・良質・安全な食料の安定供給

本県の農林水産業は、さとうきび、ゴーヤー、パインアップル、マンゴー、肉用牛、豚、マグロ類、モズク等の品目に代表されるように、亜熱帯性気候という地域特性を反映し、多彩な農林水産物が生産され、県内外の消費者に供給されているところである。

今後とも消費者・市場ニーズに対応した新鮮・良質・安全な食料を安定的に供給することに努めるとともに、健康で豊かな県民生活を支えるものとする。

(2) 産業の振興と地域の均衡ある発展

農林水産業については、第一次産業における就業者数が、全産業就業者の5.9%を占めていることに加え、製糖企業、農林水産業資材の生産・販売、食品加工・販売などの関連産業を幅広く支え、地域経済の活性化に大きく貢献しているところである。また、離島地域においては、主要な産業として地域社会の維持に不可欠な産業となっている。

このため、沖縄経済の持続的発展と地域の均衡ある発展に向けて、農林水産業の積極的な振興を図るものとする。

(3) 農林水産業・農山漁村の有する多面的機能の発揮

農林水産業・農山漁村は、農林水産物の供給や生活・就業の場であることに加え、自然や生活環境の保全、水源のかん養、伝統文化の継承、教育や保健保養の場の提供、領海・領土の確保等といった多面的機能も有している。

このような多面的機能は、農山漁村での恒常的な農林水産業の生産活動によって初めて発揮されることから、今後とも、農林水産業の生産条件の整備や生活環境の整備等を推進するものとする。

ア 主な農林水産物（食料）の生産量（平成17年）

区 分	実 数		備 考
	沖 縄 県 (t、頭、千羽)	全 国 (千t、千頭、百万羽)	
さとうきび	680,700	1,214	
野 菜	54,900	14,547	
パインアップル	10,400	10.4	
果 樹 類	9,444	3,504	
水 稻	3,000	9,062	
肉 用 牛	77,800	2,747	
乳 用 牛	7,020	1,655	
豚	235,900	9,620	平成18年
採卵鶏・ブロイラー	1,660	285	平成18年
特用林産物	449	394	きのこ類
まぐろ類	9,990	239	
いか類	2,299	330	
モズク	13,352	13	養殖の値
クルマエビ	719	2	養殖の値

資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、農林水産省「作物統計」、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」、「畜産統計」、「海面漁業生産統計」、林野庁業務資料「特用林産物生産動向」

イ 人口、就業者

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総 人 口	千人	1,179	1,222	1,273	1,318	1,362
就 業 者 数	千人	479	510	542	556	560
第一次産業就業者	千人	54	47	40	34	33
構 成 比	%	11.3	9.2	7.4	6.1	5.9

資料：総務省「国勢調査」

ウ 県内生産額、県内総生産

単位：億円、%

区 分	県 内 生 産 額		県 内 総 生 産 額	
	(中間投入+粗付加価値)	割合	(粗付加価値)	割合
全 産 業	59,336	100	33,431	100
農林漁業・関連産業	2,460	4.2	988	2.9
農 林 漁 業	1,082	1.8	572	1.7
関 連 産 業	1,378	2.3	411	1.2

資料：「沖縄県産業連関表」（平成12年）

※関連産業：製糖業、飼料、肥料、農薬、と畜、畜産食料品、農林関係公共事業 等

エ 沖縄の農林水産業・農山漁村の多面的機能評価

単位：億円／年

分類	評価手法	多面的機能	評価額
農業・農村	仮想市場評価法	自然環境を守る	111
		伝統文化を保存する	53
		アメニティを提供する	44
		国境・領土を守る	36
	計		244
水産業・海	仮想市場評価法	豊かな自然環境	82
		アメニティを提供する	41
		伝統文化を保存する	22
		国境・領土を守る	20
	計		165
森林	代替法	二酸化炭素吸収	20
		化石燃料代替	1
		表面浸食防止	1,028
		表面崩壊防止	356
		洪水緩和	359
		水資源貯留	447
		水質浄化	656
	トラベルコスト法	保健・レクリエーション	213
	計		3,080

資料：「県農林水産部業務資料」

注：1) 機能によって評価方法が異なっていること、また、評価されている機能が多面的機能全体のうち一部の機能にすぎないこと等から、全体の合計額は記載していない。

2) いずれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」等一定の仮定における数値であり、試算の範疇をでない数値であるなど、その利用に当たっては細心の注意が必要である。

3) 森林の有する公益的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、災害の発生頻度等によっても変化することに留意する必要がある。

3 農林水産業振興計画の実績

成果指標	単位	基準 平成12年度	1次計画		2次計画	
			目標 平成16年度	実績 平成16年度	目標 平成19年度	実績 平成18年度
拠点産地数	地区	7	70	28	94	51
栽培面積	ha	29,766	30,800	29,090	31,374	28,020
家畜頭数	家畜 単位	169,523	181,200	156,359	190,150	155,845
漁業生産量	トン	38,625	45,800	35,787	49,927	40,600
農業産出額	億円	902	1,060	900	1,115	906
林業粗生産額	億円	9	11	8	11	7
漁業生産額	億円	201	250	185	274	211
青年農業・漁業者	人	4,433	3,600	3,640	3,200	2,669 (H17)
認定農業者	経営体	1,242	2,200	1,606	2,540	2,197
家族経営協定締結数	戸	96	320	241	400	329
普及に移す技術数	件	53	161	197	335	309
農業用水源施設整備率	%	49	59	54	61	55
かんがい施設整備率	%	26	32	33	40	36
ほ場整備率	%	48	62	50	62	51
造林面積	ha	1,384	1,480	1,512	1,480	1,502
漁船が台風時に安全に避難 できる岸壁整備率	%	33	41	44	51	52
農業集落排水施設整備率	%	21	28	23	37	25
漁業集落排水施設整備率	%	26	30	30	30	30
まちと村の交流人口	万人	—	—	—	89	100
赤土等流出防止対策施設整備率	%	14	31	20	49	24
保全対象松林における松くい虫被害量	m ³	—	—	—	5,017	3,218

※青年農業・漁業者の2次計画の実績については、統計資料が未公表であることから平成17年度の実績を記載した。

4 農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向

農林水産業・農山漁村の現状、基本的課題及び役割を踏まえたうえで、消費者・市場等のニーズに対応したおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保、農林水産技術の開発・普及、亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備、多面的機能を生かした農山漁村の活性化及び環境と調和した農林水産業の推進の7つの柱を基本に、食料の安定供給、産業振興及び多面的機能の発揮に向けた施策・事業を推進する。

(1) おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かした活力ある産地を形成し、健康長寿や観光・リゾート地にふさわしい高品質かつ安全で安心な農林水産物を消費者や市場に安定的に供給することにより、おきなわブランドを確立する。

このため、優位性の発揮や生産性向上が期待され重点的に推進すべき品目を定め、このうち市場競争力の強化による生産拡大及び付加価値を高めることが期待される品目を「戦略品目」、社会経済施策等の観点から現制度を堅持しつつ生産確保を図るべき品目を「安定品目」として位置づけ、これらの品目に集中的な振興施策を講じる。

ア 戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立

園芸作物、肉用牛、木材、養殖魚介類などの戦略品目については、市場競争力の強化により生産拡大が大きく期待されており、近年、拠点産地を核に、ゴーヤー、マンゴー等の品目で生産量を伸ばしている。

しかしながら、園芸作物の大部分については、生産規模が小さく、生産地が分散していることから、技術・経営指導の徹底や各種生産振興策の集中的な実施が行われにくく、生産量の確保並びに品質の向上が重要となっている。

また、ゴーヤー、さやいんげん、マンゴー等の品目では県外の産地等の参入により、産地間競争が激化している。

肉用牛については、子牛の育成及び肥育技術や良質な自給粗飼料確保の面で農家間の格差が大きいことから、高品質な肉用牛の安定供給及び低コスト生産が課題となっている。

特に、県産牛肉については、観光客等の需要が増加しており、肥育牛の生産拡大が必要である。

また、木材については、森林資源の多くが天然林となっているが、リュウキュウマツなどの人工林については、原木の計画的な出荷により、需要に応える必要がある。

モズク、海ぶどうなどの藻類養殖では、天候の影響による生産の低下が課題であり、養殖魚介類については、良質な種苗の供給や魚病対策が必要となっている。

このため、さやいんげん、ゴーヤーなどの野菜、きくなどの花き、マンゴーなどの果樹、かんしょ、薬用作物、肉用牛、木材、養殖魚介類の戦略品目については、市場ニ

ズを踏まえ新規品目の導入や生産性及び品質の向上を図るため、農業用水の確保、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の整備、畜舎、養殖場などの生産施設整備、新技術の開発・普及などを積極的に支援するとともに、生産・出荷の組織化を促進し、県内外の消費者に、高品質かつ安全で安心な農林水産物を計画的、安定的に供給する拠点となる産地の形成を図り、おきなわブランドの確立を促進する。

イ 安定品目の生産供給体制の強化

さとうきび、パインアップル、水稻、葉たばこ、豚、生乳、鶏、特用林産物、近海魚介類などの安定品目については、厳しい自然条件下においても比較的安定した生産が可能であるとともに、これらの品目の供給先である製糖企業、パインアップル缶詰企業、牛乳・乳製品企業などの食品加工業の存立を支えるなど、地域経済に大きく寄与していることから、生産量の確保や生産の安定化が求められている。

しかしながら、さとうきび、パインアップルについては、土地生産性が低く、かつ、収穫作業が重労働であるにもかかわらず機械化が遅れていることなどから、生産量が減少している。

養豚については、価格の不安定性や環境問題等から生産量が減少している。

また、酪農については、牛乳の消費量が低迷しているため、消費拡大対策を推進するとともに、需要に応じた生産を維持するため、低コストな生乳生産、後継牛の県内育成を強化する必要がある。

近海魚介類については、沿岸の埋立、赤土の流入等による環境悪化及び漁獲圧力の増加により、資源量は概ね減少傾向で厳しい状況であることから、資源管理型の漁業を推進する必要がある。

このため、安定品目については、生産基盤を整備するとともに、新技術の開発・普及、機械及び生産施設の整備、畜産環境対策、水産資源の適切な維持・管理等を推進し、生産性の向上を図り、安定的な生産供給体制を確立する。

特に、さとうきびについては、台風等の常襲地帯で代替作物に乏しい自然条件下にある本県の基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることから、生産の増大を図る必要がある。このため、平成19年産から導入される新たな経営安定対策及び「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、担い手の育成、生産組織・受託組織・生産法人の育成、担い手の経営規模拡大、機械化一貫作業体系の導入などを図る。

また、養豚については、生産基盤の強化を図るため、畜舎等の整備や環境対策を実施し、経営規模の拡大や生産コストの低減を図るとともに、系統造成豚作出による種豚の改良を推進する。さらに、安定した養豚経営ができるよう価格安定対策を推進するとともに、感染症等による生産効率が悪いことから、飼養管理や衛生管理技術の向上を図り、経営基盤の強化を推進する。

特に、沖縄在来豚「アグー」を活用した沖縄ブランド豚の安定供給体制を確立する。

(2) 流通・販売・加工対策の強化

大消費地から遠隔にある島しょ県の輸送上の不利性を軽減するとともに、県内外の消費者・市場に信頼される安全で品質の高い農林水産物及び加工品を効率的かつ安定的に供給できる流通・販売・加工体制を構築する。また、市場競争力の強化に向けたマーケティング戦略の充実を図る。

ア 流通・販売・加工対策の強化と観光産業との連携強化

(7) 流通対策の強化

本県は、本土市場から遠隔地にあり、また多くの離島を抱える島しょ県であることなどから、農産物物流の効率化や流通コストの割高性に加え、流通過程での品質保持等の集出荷体制の整備が課題となっている。

このため、物流の施設整備のほか、共同集荷、共同配送の工夫、船舶及び鉄道の複合輸送等の各種輸送手段に適した高鮮度保持技術による流通対策を推進していく。

林産物については、直接取引が主な流通形態となっており、今後は、流通の拠点となる集出荷・販売施設等の整備・活用や情報のネットワーク化を構築し、定時・定量の取引ができる流通体制の強化を図る。

また、水産物の卸売市場については、県内各地に設置されているが、いずれも小規模であることから、今後は、拠点的に統合を進め、取扱量を拡大し、効率的な流通体制を確保する必要がある。

このため、水産物卸売市場を拠点とした各種流通施設の整備・再配置による県内物流の効率化を促進するとともに、生鮮品等の高品質保持のための輸送体制の整備及び、輸送コストの低減対策を推進する。

また、食肉については、安全で衛生的な食肉供給体制の確立を図るため、食肉処理施設の整備を推進する。

(4) 販売対策の強化

本県農林水産物を取り巻く環境は、国内外の産地間競争や、取引形態の変化など多様な流通チャンネルの拡大、県内供給力の向上等への対応が求められている。

このため、効果的な販売戦略を構築し積極的な販売対策を実施するとともに、産地・消費者情報の受発信機能の強化、農林水産物流通情報システムの整備を推進し、本県農林水産物の県外及び県内における市場競争力の強化を図る。

さらに、アジア近隣諸国の経済発展に伴う所得向上や日本食ブームを契機ととらえるとともに、アジア主要都市との歴史的・地理的近接性を最大限に生かし、海外での販売を目指して、積極的な情報発信及び販売促進活動を展開し、輸出の拡大を図る。

(ウ) 地産地消・食育の推進

沖縄では、亜熱帯性気候という地域特性を生かし、ゴーヤー、パパイヤ、モズク等の多彩な農林水産物が生産されている。また、古くから伝統的に豚、山羊等の畜産物が食されており、これらの食材を生かし、工夫を凝らして調理した食文化がある。

しかしながら、消費者ニーズにあった食材の生産・供給体制の確立、若い世代への調理法等の普及啓発等が喫緊の課題となっている。

このため、伝統的島野菜等の地域農林水産物については、県内における生産及び利用の拡大を進めるとともに、伝統的食文化に対する理解を深めるため食育推進ボランティアの活動強化及び児童生徒を対象とした「教育ファーム」等における農業体験や地域特産物を活用した学校給食等を通じ、家庭、教育現場における食育を総合的に推進する。また、「沖縄版食事バランスガイド」の活用を促進し、地域の食文化を取り入れた健全な食生活の普及・啓発を推進する。

また、農林水産物直売所を中心に、新鮮な地域農産物の販売と就業機会の創出など、農山漁村の活性化及び農林水産物供給体制の確立に努める。

さらに、消費者、生産者、流通・加工業者及び行政により組織された沖縄県地産地消推進県民会議のもとに、地産地消による農林水産物の需要の拡大に取り組むことにより、食料自給率の向上に資する。

(エ) 加工対策と食品・観光産業との連携強化

本県には、健康食品の食材として関心を集めている特色ある農林水産物が豊富にあり、これらの農林水産物を活用した加工食品や料理の開発・普及が求められている。

また、食品加工業については、現在、ゴーヤーやパイナップル、紅イモ等を活用した農産加工をはじめ、モズクやかまぼこ等の水産加工等の取組が見られるが、今後は、多種多様な加工を行い、農林水産物の付加価値向上を図る必要があり、そのためには、食品・観光産業との連携が大きな課題となっている。

このため、食品・観光産業との連携を強化しつつ、農林水産物の付加価値を高める特産品や健康の維持増進に有効な食品の開発・販売を促進する。

また、素材の特性を生かした特色ある加工品・料理の開発・普及を推進するとともに、地域の加工グループの活動を支援する。

イ 食品の安全及び消費者の信頼の確保

食品の品質や安全性に対する消費者の関心の高まり等に対応して、食の安全性を確保することが求められており、県では平成19年7月に「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」を制定したところである。

消費者へ安全な食品が供給されるためには、生産段階から消費段階にわたる食品の安全を確保する取組を進めることが重要であり、これに向けた取組として、農薬の適正使

用の周知、農業生産工程管理（GAP）手法の導入の促進等の生産段階での衛生・品質管理の徹底等を図る。また、それらの情報を消費者に積極的に提供するとともに、JAS法に基づく食品表示の適正化を推進し、食品に対する消費者の信頼を確保する。

また、食品加工施設における衛生管理体制の強化を図るとともに、と畜場におけるBSE全頭検査の継続実施、特定危険部位除去の徹底など、安全で安心な農林水産物の生産供給体制を確立する。

ウ 製糖企業の経営体質強化

製糖企業については、本県における経済の維持・発展に大きな役割を果たしているが、近年の砂糖需要の減少やさとうきび収穫面積の減少により、厳しい経営状況にある。

このため、経営の合理化を図り生産の低コスト化を推進するとともに、さとうきびの総合利用の実証成果を踏まえ、実用化を促進する。

また、含みつ糖については、地域ブランドの確立により販売を促進する。

(3) 農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保

経営感覚に優れた意欲ある担い手の育成・確保を図るとともに、農林水産業への新規就業を促進する。

また、地域農林水産業の振興と農山漁村の活性化に重要な役割を担う、農協、漁協等の経営基盤の強化に向けた取組を推進する。

さらに、経営の安定的な発展に資する金融制度、共済制度、価格制度の一層の充実を図る。

ア 担い手の育成・確保

(7) 経営感覚に優れた担い手の育成

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める望ましい農業構造を実現するためには、経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ることが課題となっている。

このため、農業経営基盤強化促進法に基づき県が策定した農業経営基盤強化促進基本方針や市町村農業経営基盤強化促進基本構想に沿って、地域の実情に即した効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や農業生産法人等の担い手を育成することとし、農業経営基盤強化資金の融資、各種補助事業の導入など施策の集中化・重点化を図るとともに、沖縄県担い手育成総合支援協議会等、関係機関・団体等と連携した農業者の自立的判断に資する各種経営情報の提供、効果的・効率的な経営改善指導、育成すべきモデル経営への誘導等を推進する。

(イ) 多様な担い手の育成・確保

新規就業者の育成・確保、他業種からの新規参入支援など、多様な後継者の育成に向け、農業大学校、農業・水産業改良普及センターにおいて、農林水産業に就業している青年や新規就業者等に対する研修・教育、技術・経営指導等を充実するとともに、農林水産業についての啓発活動を行う。

また、新規就業から認定農業者、農業生産法人、漁業士等への誘導について、関係機関と連携し、支援する。

(ウ) 担い手の法人化の促進による生産組織等の強化

生産組織等を強化するため、地域を支える認定農業者の法人化の支援を行い生産組織等の育成強化を図る。

また、地域の担い手として受託組織等を育成強化する。

(エ) 女性・高齢者の活動支援及び地域リーダーの育成・確保

女性の農林漁業経営への参画を支援するとともに、地域資源を活用した多様な女性起業活動を支援する。また、高齢者の知恵・技術等の継承など地域活動の促進を図る。

また、農協等各団体生産部会活動等による地域活性化を支援し、併せて地域リーダーの育成・確保に努める。

イ 農地の有効利用と優良農地の確保

(ア) 農地の有効利用

農地については、効率的な利用、遊休農地の解消を図るため、関係機関等との連携を密にし、農地情報の共有・提供、集積斡旋等を行いつつ、離農する農家の農地や遊休農地等を認定農業者等担い手へ加速的に集積していく。

また、農地保有合理化法人が中心となって、農業生産法人等の担い手の育成確保を図りつつ、遊休農地解消等による農地の有効利用促進を図る。

特に、農業の担い手が不足している地域においては、優良農地の有効活用を図る観点から、企業等の農業参入を促進するものとし、農業参入に必要な支援を行う。

(イ) 優良農地の確保

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、良好な状態で維持・保全を図ることが重要である。

そのため、農業振興地域制度、農地制度等の適切な運用、ほ場整備、農地集積などにより、優良農地の保全・確保を図る。

ウ 農協、森林組合、漁協の経営基盤強化

農業協同組合については、地域農業の振興を図る上で重要な役割を担っているため、引き続き、関係機関との連携による支援・指導を行い、事業改革等を通じた経営基盤の強化を促進し、経営管理能力の向上、営農指導体制の充実・強化を図る。

森林組合については、林業生産活動の重要な担い手となっていることから、今後ともその経営基盤の強化を図るため、経営管理能力の向上、経営指導体制の充実・強化を促進する。

また、漁業協同組合については、各地域単位の零細、小規模な運営がほとんどであり、合併や事業統合が大きな課題となっている。このため、組織・機能の再編・整備と経営基盤の拡充・強化を促進するとともに、経営管理能力の向上、技術・経営指導体制の充実・強化を図る。

エ 金融制度と共済制度の充実

(7) 金融制度の充実

経営意欲と能力のある農林漁業の担い手の経営改善を図るため、沖縄振興開発金融公庫資金等必要な資金を的確に供給し、担い手の育成・確保を支援する。

特に、担い手が必要とする資金需要に、迅速かつ適切に対応するため、市町村及び沖縄振興開発金融公庫等融資機関と連携し、認定農業者等向け資金の借入手続きの簡素化と迅速化を図るとともに、関係機関・団体による資金融通後のフォローアップを強化する。

また、本県は、台風や干ばつ等の自然災害が多発し、農林漁業経営に大きな影響を与えることから、農業災害資金等により、被災農林漁家の負担軽減を図るとともに、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となった農漁業者に対しては、農漁業負債整理関係資金の融通による償還負担の軽減、経営管理指導の徹底を図る。

(4) 共済制度の充実

農業については、台風や干ばつ、病虫害等の発生が多く、それらの不利性を軽減するとともに、経営の安定と生産の振興を図ることが大きな課題である。

このため、台風等自然災害による損失を補てんし、農家経営の安定と農業生産力の維持発展に必要な農業共済については、生産振興施策と連携するなどして加入促進に努め、制度の定着を図る。

また、漁業については、台風や季節風等の影響による出漁日数の減少や養殖水産物への被害が、漁家経営に大きな影響を与えているが、養殖共済の掛金の負担などから、加入率が低い状況が続いている。

このため、漁業共済制度については、安定した漁家経営を確保するため、制度の周知を図り、加入促進に努める。

オ 価格制度の充実

野菜等の価格は気象条件の変化等による供給量の増減によって大きく変動し、生産農家の経営安定及び消費者への安定的な供給体制の確立を阻害する要因となっている。

また、本県の家畜及び畜産物価格は、全国平均価格と比較して低く取り引きされており、全国一律の価格対策のみでは、十分な対策が図れないことから、全国制度を補完する本県独自の価格対策を講じていく必要がある。

このため、野菜、パイナップル、畜産の価格制度については、全国制度の積極的な活用を図るとともに、島しょ性を考慮した価格対策を引き続き推進する。

また、モズクについては、気象や海況等の影響を大きく受け、生産量・価格の変動が大きく、安定供給が課題となっている。

このため、生産の安定を図るとともに、価格安定対策を検討する。

(4) 農林水産技術の開発・普及

亜熱帯地域の特性等に適合した技術の開発・普及を推進し、市場競争力や生産体制を強化するため、産学官の連携による優良品種・種苗等の掘り起こしを推進するとともに、省力・低コスト化に向けた技術、高品質・安定生産技術等の開発・普及や未利用資源の研究開発等を推進する。

ア 新技術の開発と試験研究機関の整備

農業研究センターにおいては、本県の地理的特性を生かして、農業の自立的発展を支援するため、本県独自の新品種の導入・育成、栽培、天敵等を活用した病害虫防除、台風等災害防止、バイオマス利活用等の技術開発と機能性の高い農産物の研究開発を推進する。

また、イモゾウムシ等根絶事業の強化を念頭に病害虫防除技術センターの拡充を図る。

畜産研究センターにおいては、肉用牛や豚について、育種価等を活用した改良を推進するとともに、クローン技術等を活用した改良手法の開発を推進する。また、新たに山羊については、優良種畜による改良増殖の推進を図る。さらに、機能性の高い畜産物の研究開発を実施するとともに、飼料自給率の向上を図るため、エコフィード利用に係る技術の確立を推進する。

家畜衛生試験場においては、亜熱帯特有の疾病診断、治療及び予防法の究明等の研究を推進する。

森林資源研究センターにおいては、機能性の高い林産物の研究開発や天敵を活用した松くい虫の防除技術等、森林の多面的機能高度発揮のための技術の確立を目指す。

また、郷土樹種等による緑化技術等の新たな研究開発を推進するとともに、移転整備により研究体制の強化を図る。

水産海洋研究センターにおいては、サンゴ礁海域の特性を生かしたつくり育てる漁業

や資源管理型漁業の進展を図り、安定した漁家経営を支援するため、魚病対策のワクチン導入などの新技術の開発や現場即応型の技術開発を推進するとともに、移転整備により研究体制の強化を図る。

また、本県は、気候や地理的な面から、温帯性技術の導入には一定の限界があるため、熱帯・亜熱帯の地域・海域特性を持つアジア・太平洋地域等と連携した農林水産技術の交流を促進する。

イ 農林水産技術の普及と情報システムの整備・強化

農業改良普及センター、林業事務所及び水産改良普及センター等においては、研究センター、大学及び企業等との連携を密にし、農林漁業者の技術の高度化や経営管理能力の向上を図ることにより、農林水産業のリーダーとなる先進的経営体の育成を図る。

また、各分野における最新技術等の収集・分析及び農林漁業者への提供等を迅速に行うため、普及センター等における技術情報提供システムを整備・強化するとともに、農林漁家巡回指導等の充実・強化を図る。

(5) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るため、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合した農林水産業の基盤整備を推進する。また、これら農林水産業の基盤整備に当たっては、周辺環境に配慮した整備に努める。

ア 農業の基盤整備

干ばつ被害を受けやすい本県において、収量の増大と品質向上、花き・野菜・熱帯果樹等収益性の高い作物の導入を図るためには、農業用水の安定供給が不可欠である。そのため、地下ダム等により農業用水を確保し、地域の特性に応じてかんがい施設整備を計画的に実施する。

また、農地については、機械化等による省力化、生産性の向上と、担い手への農地集積を推進するため、地域特性、営農形態に応じたほ場や牧草地を整備する。

また、赤土等の流出を防止するため、ほ場勾配の抑制や沈砂池の整備、グリーンベルトの設置等を積極的に推進する。さらに、台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や侵食されやすい土壌条件等に対応した防風施設、農用地保全施設等を整備する。

イ 森林の基盤整備

県民の森林に対するニーズが多様化しているなかで、森林の有する県土保全・水源かん養・地球温暖化防止・保健休養機能や林産物供給機能などの多面的機能を持続的に発揮させる必要がある。このことから、森林を重視すべき機能に応じて「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、区分に応じた機能が十分発

揮できるよう森林の整備・保全を推進する。

ウ 水産業の基盤整備

水産業の基盤整備は、海域特性を生かした水産資源の生産性の向上、台風時の漁船の係留、漁業者の就労環境が課題となっている。このため、魚礁の設置や養殖場の整備を推進するとともに、防波堤等の施設整備を行い、荒天時における漁船の安全係留の確保や就労環境を改善し、漁港と漁場の一体的な整備を促進する。

さらに、漁港は海洋レクリエーションの進展等により多目的な役割があるため、これらに配慮した整備を推進する。

(6) 多面的機能を生かした農山漁村の活性化

農林水産業の生産活動の場であるとともに、生活の場である農山漁村については、豊かな自然環境の保全や景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を生かし、都市住民にも開かれた快適で活力あるむらづくりを推進する。

ア 農山漁村の地域社会の維持・向上

(7) 住みよい生活環境基盤の整備

農山漁村は、美しい自然環境や景観の維持とともに、地域文化の継承及び国土の保全等の多面的機能を果たしている。しかしながら、都市部に比べ生活環境整備の遅れから若年層の流出が進み、農山漁村の活力が失われつつある。

このため、地域の自然や景観と調和した集落道、集落排水施設、集落防災安全施設などの生活環境基盤を計画的、総合的に整備し、地域の諸条件に応じた住みよい農山漁村の空間の創造を促進する。

(4) 地域ぐるみの共同活動による農地・水・農村環境の保全の推進

農村は、農業生産の場だけでなく、国土の保全や美しい自然環境と景観の維持など、多面的機能を果たしている。

しかしながら、農家の高齢化、後継者不足等により農村地域の活力低下が懸念され、農地・農業用水等の維持管理や農村環境の保全活動が困難となってきている。

このため、地域ぐるみの農道補修や用排水路、防風林管理作業等の共同活動を支援することにより、地域の連携強化を推進し、農村地域の活性化を図る。

(5) 中山間・離島地域における多面的機能の強化

農業生産条件不利地域である中山間・離島地域では、過疎化が進行するなか、農家の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加等から、農業・農村の有する多面的機能の低下が懸念されている。

このため、中山間地域等直接支払制度の活用により農業生産活動の継続を促し、県土の保全や自然環境・景観の保全等を図る。

(イ) 漁村の多面的機能の維持・増大

水産業・漁村の有する多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、これらの機能の維持・増進を図る。

イ グリーン・ツーリズム等の推進と全島緑化の推進

(7) グリーン・ツーリズム等の推進

近年、緑豊かな農山漁村地域においては、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動が一層求められているが、農林水産業と観光・リゾート産業との連携によるネットワークの構築等、その受け入れ体制が不十分な状況にある。

このため、地域の主体的な取組によるグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを推進し、農山漁村地域と都市との地域間交流による地域の活性化や就業機会の創出を図るとともに、地域住民の所得向上に寄与する関連産業との連携強化を促進する。

また、コーディネーター、インストラクター等の人材育成、多様な活動メニューの開発、情報の受発信等の支援を行う。

(イ) 亜熱帯性気候を生かした全島緑化の推進

近年、都市化の進展と各種開発等に伴い、緑は減少傾向にある。しかしながら、県民の潤いと安らぎを求める価値意識が高まっている現代社会において、保健・休養の場、文化・教育的活動の場として、緑に対する県民のニーズは多様化している。

このため、県民、民間ボランティア、企業、行政等により組織された県民会議のもとに、県民ぐるみの緑化運動に取り組み、亜熱帯性気候に配慮した恒久的な全島緑化を推進し、緑豊かな環境の創出を図る。

(7) 環境と調和した農林水産業の推進

農林水産業の自然循環機能の維持増進と豊かで美しい環境の保全を図り、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等、環境と調和した農林水産業を推進する。

ア 特殊病害虫等の根絶と侵入防止等

(7) 特殊病害虫等の根絶と侵入防止

本県は、亜熱帯性気象条件のため病害虫の「周年発生」、さらには本土と東南アジアとの接点という地理的条件のため「新たな病害虫の侵入」という危険性に常時直面している。

イモゾウムシ・アリモドキゾウムシについては、県全域が発生地域となっており、直接的被害だけでなく寄主植物は県外への移動規制の対象となることなどから、当該害虫はかんしょの生産振興上、大きな障害となっている。

また、根絶状態を維持しているウリミバエ・ミカンコミバエについては、東南アジア等からの再侵入の危険性が高いため、侵入警戒調査及び侵入防止防除を継続的に実施する必要がある。

このため、法的に移動規制の対象となっているイモゾウムシ等の根絶、有害なミバエ類の再侵入防止対策について、不妊虫放飼法や誘引剤を活用するなど環境負荷の低い害虫防除を推進する。

また、かんきつ類に被害を与えるカンキツグリーンング病やナス、トマト等に被害を与えるナスミバエの防除対策を強化するとともに、新たに侵入した病害虫のまん延防止対策に努める。

(イ) 環境に配慮した病害虫防除対策の推進

病害虫防除対策については、施設園芸作物等への天敵昆虫の導入、さとうきび害虫防除への性フェロモン活用など総合的病害虫・雑草管理（IPM）を推進し、安全で安心な農産物の供給と環境にやさしい病害虫防除技術の確立・普及を図る。

特に、本県に生息する天敵昆虫については、優れた特性を有しており、これまで研究開発した天敵の実用化及び天敵等の生物農薬の利用マニュアルによる普及啓発を推進するとともに、本県特有の生物資源を生かした、天敵産業の創出を図る。

イ 赤土等流出防止対策の推進

農業生産力の維持向上と海域等の自然環境の保全を図るためには、農地からの赤土等流出防止対策が重要である。そのため、ほ場の勾配抑制や沈砂池等の整備、グリーンベルトの設置や、緑肥作物の導入、作付け体系の改善等を講じるとともに、沈砂池等の施設の適切な維持管理を実施する。

また、対策の一層の促進を図るため、農家自らが主体的に対策に取り組めるように、地域協議会等が中心となって、農家及び地域の理解と協力を得ながら総合的対策を推進する。

ウ 有機資源等循環システムの推進

(ア) 土づくりと環境保全型農業の推進

生産性の向上を図るためには、農業の基本となる土づくり対策が重要であることから、農地土壌条件の継続的な調査、土壌・土層の改良の実践、緑肥鋤込み、耕畜連携による堆きゅう肥施用等の有機質資源を活用した自然循環機能の維持増進による地力の増進を図る。

また、環境への負荷をできる限り低減した生産を行うため、土づくりとあわせて化学合成肥料及び化学合成農薬の低減に取り組むエコファーマーを育成するとともに、有機農業の支援体制の整備を進め、環境と調和した持続性の高い農業の推進を図る。

(イ) 家畜排せつ物等のバイオマスの利活用による資源循環システムの推進

環境と調和した資源循環型社会の構築を図るため、バイオマス利活用推進方策を策定し、家畜排せつ物等有機資源の有効活用や低コスト処理化を図る。

このため、家畜排せつ物、製糖副産物等のバイオマス資源の有効活用を図る。また、ホテルや量販店等から排出される食品廃棄物等については、バイオマス資源の有効活用システムの構築を推進し、エコフィード利用を促進する。特に、耕畜連携による家畜排せつ物等のバイオマス資源の農地還元による資源循環システムを確立する。

さらに、砂糖を生産する際の副産物である糖蜜を活用したバイオエタノール燃料を含めさとうきびの総合利用を促進する。

また、施設園芸の進展に伴い毎年発生する農業用廃プラスチックについては、その性質上自然循環が困難なため、市町村等地域協議会を設立し、効率的回収、低コスト処理体制の確立を図り、適正処理の促進を図る。

エ 森林と漁場環境の保全

(7) 森林の保全

地球規模での環境の悪化が懸念される中、森林に対する県民の関心と期待は、都市化の進展や余暇の増大等もあいまって益々高まっており、安全で快適な県民生活の基盤である森林を確保するためには、森林の適正な管理・保全・整備を推進することが必要である。

このため、身近な自然とふれあう森林空間の場の提供をはじめ、地球温暖化防止等にも資する森林の整備を推進する。また、保安林の計画的な指定や適切な配置・管理を進めるとともに、台風等の災害に強い県土づくりに向け、防風防潮機能の強化を積極的に図るなど、治山施設等の総合的な整備を推進する。

さらに、環境に優しい木質バイオマス資源の有効活用や新たな利用・開発を図るとともに、松くい虫など森林病虫害等の被害防止対策を積極的に推進する。

(イ) 漁場環境の保全

本県沿岸漁業を支えるサンゴ礁や藻場、干潟等は、生活排水や赤土等の流入による漁場汚染の進行及び埋め立てにより、大きな影響を受けており、持続可能な漁業を確保するためには、漁場環境の保全が重要な課題となっている。

また、ジュゴン等の希少生物との共存等、生物多様性の保全に配慮した漁業振興も求められている。

このため、水産資源の再生産の場であるサンゴ礁や藻場、干潟、マングローブ林等の保全・再生に努めるとともに、生物多様性の保全に配慮した漁業の推進に努める。

5 振興の基本方向の実現に向けた主要な指標の見通し

(1) 農林漁業就業者

農林水産業、農山漁村の振興を図るには、就業者の育成が重要かつ緊急の課題となっている。このため、関係機関、団体等が一体となって、農林漁業経営の改善に向けた支援対策に積極的に取り組み、企業的な経営感覚を持つ経営者を育成するとともに、農漁家等の子弟以外についても就業への門戸を開き、広く農林水産業の就業者を確保する。

このことにより、高齢者のリタイヤが見込まれる一方で、新規就業者等の確保に努めることから、農業就業者数は平成17年の28.2千人から平成23年24.9千人、林業就業者数は平成17年5百人から平成23年5百人弱、漁業就業者数は平成17年4.3千人から平成23年4.1千人が見込まれる。

(2) 農業産出額・林業粗生産額・漁業生産額

農業産出額・林業粗生産額・漁業生産額の減少に歯止めをかけ、農林水産業の持続的な発展を図るため、本県の有する亜熱帯性気候の特性を最大限に生かし、県民の豊かな生活を支える安全・良質な農林水産物を生産・供給し、県経済の活性化に資する。

このことにより、農業産出額は平成18年度の906億円から平成23年度にはおおよそ1,300億円の、林業粗生産額が平成18年度の7億円から平成23年度にはおおよそ12億円の、漁業生産額は平成18年度の211億円から平成23年度にはおおよそ290億円が見込まれる。

(3) 耕地面積

県土の生活及び生産に通ずる諸活動に配慮しながらも、農地は県民の次世代に残すべき限られた貴重な資源であるとの基本認識に立ち、優良農地の確保とその適正な利用と保全に努めるものとする。

このことにより、耕地面積は、平成18年の39,200haから平成23年には39,000haが見込まれる。

(4) 食料自給率

農林水産物の生産は、産業としての役割を果たすだけでなく、県民の健康で豊かな生活の基礎として大切なものである。このため、食料の安定供給を確保することにより、地域社会の安定及び県民の安心と健康の維持に努めるものとする。

特に本計画において、重点品目のおきなわブランドの確立による拠点産地の形成等を推進するとともに、地産地消による消費の拡大に努めることなどにより、食料自給率は平成17年度の30%から平成23年度には40%を目標とする。

第3章 施策・事業の展開

農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向に基づき、次のとおり具体的な施策・事業を展開する。

1 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

成果指標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
拠点産地数	地区	7	51	142
栽培面積	ha	29,766	28,020	32,800
家畜頭数	家畜単位	169,523	155,845	198,000
漁業生産量	トン	38,625	40,600	54,600

注1) 平成23年度の数値については、県独自の試算に基づくものである。(以下、他の指標についても同じ)

(1) 戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立

ア 野菜の拠点産地形成

さやいんげん、ゴーヤー等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の活動強化等を図り、担い手を中心とする自立した産地活動による生産・出荷体制を整備するとともに、農業用水の確保、耐候性ハウス、防風・防虫等ネット栽培施設や農業用機械等の整備と併せて、生産から販売までの一連の戦略の下、消費者、市場等のニーズに対応した定時・定量・定品質の生産・供給が可能な拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び施設の整備等	・野菜拠点産地を育成するため、鉄骨ハウス及び低コストハウス、防風・防虫等ネット栽培施設等や農業用機械等の整備を行う。
技術・新品種の実証展示	・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。
野菜品評会の実施及び出荷規格の指導	・野菜の選果選別を徹底し、生産農家の選果技術の向上を図るとともに、出荷規格の遵守を指導し、市場評価を高め、おきなわブランドを確立する。
拠点産地の育成指導	・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策を行う。 ・品質向上対策を行う。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
拠点産地の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・ブランド化へのマニュアル作成を行う。 ・販売等の専門家によるリーダー研修会・講演会を開催する。

イ 花きの拠点産地形成

きく等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成及び活動強化等による産地体制を整備するとともに、耐候性ハウス、防風・防虫等ネット栽培施設の整備、自動選別結束機等の導入など各種生産流通施設等の整備を重点的に実施し、併せて、新品種の開発、新規品目の導入・普及や優良種苗の安定供給を図り、安定的に生産出荷できる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び生産施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・花き拠点産地の育成を図るため、先進的な生産、流通施設等を整備する。 ・防風・防虫等ネット栽培施設等及び共同利用機械施設等を整備する。
新技術・新品種等の実証・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・実証展示園を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・熱帯性花き類等の新規品目の導入により周年出荷体制を推進する。
拠点産地の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策を行う。 ・花き品評会の実施及び出荷規格を遵守する。 ・品質向上対策を行う。 ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・ブランド化へのマニュアル作成を行う。 ・販売等の専門家によるリーダー研修会・講演会を開催する。

ウ 果樹の拠点産地形成

マンゴー、パイナップル等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成・強化を図り、担い手を中心とする産地活動による生産・出荷体制を整備するとともに、優良品種の導入・普及、自然災害と鳥獣害や病害虫の発生に対処した耐候性ハウス及び防鳥・防虫等ネット栽培施設、農業用機械等の整備を促進することにより、高品質でかつ安定的に生産出荷ができる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び施設整備等	・果樹拠点産地を育成するため、低コストハウス及び鉄骨ハウス、防鳥・防虫等ネット栽培施設等及び農業用機械等の整備を行う。
新技術・新品種の実証・普及	・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・試験場で育成選抜された優良品種の普及、増殖を図る。
拠点産地の育成指導	・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策を行う。 ・果樹品評会の実施及び出荷規格を遵守する。 ・品質向上対策を行う。 ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・ブランド化へのマニュアル作成を行う。 ・販売等の専門家によるリーダー研修会・講演会を開催する。

エ かんしょ、薬用作物の拠点産地形成

かんしょは近年、健康食品として注目されており需要拡大が期待されることから、機械施設の導入、実証ほの設置により、需要に応じた高品質のかんしょを安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

また、ウコン、アロエベラ等の薬用作物については、加工処理施設等を整備するとともに生産性及び品質の向上を図り、安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地の形成及び生産・加工施設等の整備	・かんしょ、薬用作物の生産出荷販売体制の強化を図るため拠点産地の育成指導を行い、機械・処理加工施設の整備を行う。
栽培技術・経営指導	・かんしょ、薬用作物の品質向上及び安定供給体制を確立するため、実証ほの設置、栽培技術及び経営指導を行う。
優良種苗の育成・普及	・生食・加工用に適した紅イモ等の優良種苗を育成し、普及に努める。

オ 肉用牛生産供給基地の育成

肉用牛生産の拡大と生産コストの低減、肉質向上と斉一化に重点を置いた遺伝的能力の向上及び飼養管理技術の改善を図る。

このため、クローン技術等を活用した肉用牛の改良手法の開発や肥育技術の向上により沖縄和牛のブランド化を推進する。

また、肉用牛経営の安定を図るため、粗飼料の生産・利用の効率化、エコフィードの利用など飼料自給率の向上等に努め、飼養管理技術の改善、新技術・効率的な生産方式や肉用牛ヘルパー活動の導入等を推進し、経営感覚に優れた農家の育成を行うとともに、子牛生産基盤の拡大強化と地域内一貫生産を促進する。

さらに、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施するとともに、撲滅が達成されたオウシマダニ及びこれが媒介するバベシア病の侵入防止対策を図るため、監視体制を強化する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
肉用牛群改良基地育成	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の品質の特性を活かした効率的かつ組織的な育成改良による産肉性等経済能力の向上を図る。 ・肉用牛の導入を行い、牛群の整備・増殖を図る。
振興施設の整備及び飼料生産体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、堆肥舎等共同利用家畜飼養管理施設の整備並びに、家畜排せつ物処理利用施設その他施設機械の導入を行う。 ・TMR（混合飼料）生産供給施設の整備、草地、放牧地の簡易造成整備、草地管理用機械の導入を行う。
自給飼料の増産	<ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料の生産拡大を図る。
エコフィードの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・エコフィードの利用拡大を促進する。
人工授精普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の改良速度の向上を推進し、優良種雄牛造成のスピードアップと正確度の向上を図る。 ・優良種畜の凍結精液を製造払い下げし、人工授精の普及及び家畜改良を図る。
品質向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ・育種価が高い優良な繁殖雌牛の保留の推進及び生産技術の向上を図る。
家畜衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。 ・牧野ダニ侵入防止対策を実施する。

カ 木材の拠点産地形成

環境に優しい再生可能な資源である木材を、安定的に供給するための拠点産地の形成を推進するため、森林組合等の組織強化及び森林施業技術等の確立と普及指導の強化を図る。

また、作業の合理化やコスト縮減を図るため、林業生産基盤としての林道等の路網整備や木材加工等の施設を整備する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の育成を図り、県産材の安定供給体制の強化を推進する。
拠点産地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点産地の効果的、効率的な形成及び育成を図るため、木材加工・流通施設、効率化施設等の整備を行う。
路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・林業生産基盤の整備を図るために必要な施設の整備を行う。
森林施業技術、経営指導	<ul style="list-style-type: none"> ・森林資源の育成、管理及び森林組合の資質の向上及び経営指導による体制強化を図る。

キ 養殖魚介類の拠点産地形成

とる漁業からつくり育てる漁業への転換により生産形態が変化するなか、クルマエビ、モズク、海ぶどう、ヤイトハタ等の養殖魚介類の安定生産、計画出荷ができる拠点産地の形成を推進する。そのため、各種養殖施設の整備や養殖技術の開発・普及及び共済、融資事業の充実・強化を図る。

また魚病被害や漁場汚染の防止を図るため魚病対策等を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
養殖関連施設等の設置	・養殖関連及び種苗供給施設の整備や養殖場の造成を推進する。
養殖用種苗の供給	・養殖魚介類等の種苗の生産、供給を行う。
養殖技術・経営指導	・養殖漁家に対する養殖技術及び経営指導を行い、安定的経営を推進する。
魚病対策	・魚病の早期診断、治療、予防体制の確立を図る。

(2) 安定品目の生産供給体制の強化

ア さとうきびの生産供給体制強化

さとうきびの生産振興を図るため、かんがい施設、ほ場整備、防風林等の生産基盤の整備をはじめ、機械化の促進、集中脱葉施設等の整備、土づくり、病害虫防除、優良品種の開発・普及、栽培体系の改善等、諸施策を総合的に推進し、生産性及び品質の向上を図る。

また、国による新たなさとうきび経営安定対策及び「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に対応するため、安定的かつ効率的な生産担い手として、認定農業者、生産法人、共同利用組織や受託組織等を育成するとともに、経営規模の拡大及び耕作放棄地の解消へ向けた農地流動化対策を強化する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
さとうきび産地体制の整備	・市町村協議会の活動促進、展示ほの設置等を実施し、技術向上、新品種の普及を推進する。
さとうきび生産条件整備	・小規模土地基盤、集団営農用機械及び共同利用施設の整備を行う。
さとうきび優良種苗の開発・普及	・地域に適応した新品種の育成及び優良種苗の普及拡大を推進する。
さとうきび生産法人等担い手及び生産組織の育成・強化	・生産法人等の育成・強化、担い手育成のための展示ほの設置、機械の導入等を行う。 ・さとうきび生産組織の育成・強化を図る。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
農業機械銀行等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農家意向調査、オペレーターの育成、機械技能講習会の開催等を行う。 ・農業生産資材費の低減対策促進会議の開催、農業機械整備施設の認定を行う。
さとうきび増産プロジェクト計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び島別のさとうきび増産プロジェクト計画を推進する。
さとうきび生産振興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび増産プロジェクト計画を踏まえて、県生産振興計画の策定及び県下全市町村の見込み及び実績を調査する。

イ パインアップルの生産供給体制強化

生食用果実と加工原料用果実生産のバランスのとれた生産体制の確立を図るため、品種の組合せ及びハウス等施設導入による出荷期間の拡大、機械化・省力化による生産コストの削減、農作業受委託等による高齢化対策等を推進し、地域の実情に応じた生産性の高いパインアップル生産体制を確立する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
パインアップル産地の生産施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・パインアップルの品質向上のための生産施設、省力化機械等の整備を行う。
果実等生産出荷安定対策	<ul style="list-style-type: none"> ・パインアップルの生産振興を図るため、生産から販売までの一貫した産地システムを確立するため、加工、消費拡大対策を行う。
新技術・新品種の実証・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・研究センターで育成選抜された優良品種の増殖、普及を図る。
パインアップル産地育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の平準化対策を図る。 ・品質向上対策を図る。 ・生果用品種の組み合わせによる収穫期の拡大を図る。 ・産地における経営類型の作成・指導を図る。

ウ 水稲、葉たばこ等の生産供給体制強化

水稲については「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に向け、優良品種の導入及び栽培管理を適切に実施するとともに、水田・畑作経営安定対策及び新たな産地づくり対策等を推進して、水田農業経営の安定化を図る。

葉たばこについては、さとうきび等との輪作体系を確立するとともに、乾燥施設等の整備を推進し、生産性及び品質の向上を図る。

茶については、全国一早い収穫が可能という優位性を持つことから、加工施設等の整備を推進し、多様なニーズに応えうる特色ある産地を形成するとともに、生産技術の向上により経営の安定を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
産地協議会等の開催	・ 水稲、葉たばこ、茶、いぐさ等について、産地協議会等を開催し、生産供給体制の強化を図る。
水稲生産供給体制の強化	・ 収益性の高い水田農業経営の確立を図るため、水田農業推進協議会による産地づくり対策等、各種施策を実施する。
水稲、葉たばこ、茶等共同利用施設等の整備	・ 安定生産や品質向上を図るため、共同利用機械施設を整備する。
水稲優良品種の増殖・普及及び茶優良品種の育成・普及	・ 本県に適した水稲の優良品種を増殖・普及する。 ・ 本県に適した茶の優良品種を育成・普及する。
水稲、茶栽培技術指導	・ 水稲の生産体制を強化するため、高品質安定生産技術指導を行う。 ・ 茶の生産体制を強化するため、栽培技術指導を行う。

エ 養豚の生産供給体制強化

養豚経営の安定と体質強化を図るため、飼養管理技術の向上や優良種豚の検定、導入、貸付等を行い、高品質で斉一性のあるおきなわブランド豚の確立を推進する。特に、種豚改良の中核機関となる沖縄県家畜改良センターを活用し、系統造成による産肉性等に優れた本県独自の銘柄豚の作出を推進する。

また、安全な畜産物の生産を推進するため、HACCP方式を取り入れた管理体制の整備等家畜防疫衛生対策や環境対策を推進する。特に、豚慢性疾病対策については衛生管理の改善による事故率の低減等を図る。

さらに、エコフィードの利用に努め、飼料自給率の向上を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
優良種豚の供給	・ 優良種豚の増殖・普及を行う。
家畜衛生対策	・ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。
ブランド豚の作出	・ アグー等おきなわブランド豚の作出を図る。
エコフィードの利用	・ エコフィードの利用拡大を促進する。
家畜衛生技術指導	・ 家畜衛生技術の普及指導を行う。 ・ 家畜の損耗防止対策を実施する。
養豚振興対策	・ 肉豚の生産振興、生産効率の改善に資する器材等の整備を図る。
肉豚価格安定対策	・ 肉豚価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。 ・ 余剰部位の県外移出を推進し、県内豚価の安定を図る。

オ 酪農の生産供給体制強化

酪農経営の安定を図るため、乳用牛群の組織的検定、遺伝能力の高い種畜の導入等を行うとともに、家畜改良センターを活用し、本県の環境に適した能力の高い乳用牛の改

良を推進する。

また、生乳の安定供給を図るため、学校給食用牛乳への供給の維持を図るとともに、一般消費者への消費拡大を推進する。さらに、安全で高品質な生乳の生産供給を図るため、H A C C P方式を取り入れた管理体制の整備や家畜防疫衛生対策、環境対策を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜導入事業資金供給	・基金造成、乳用牛の導入を行い、牛群の整備・増殖を図る。
優良乳用牛育成供給	・県内産優良乳用雌牛の受託及び買い上げによる育成を行い、初妊牛として農家に払い下げし、酪農経営の安定を図る。 ・乳用牛群検定の普及拡大及び後代検定の推進を図り、優良乳用雌牛の確保と酪農経営の安定を図る。
学校給食用牛乳供給対策	・学校給食用牛乳の供給合理化、消費拡大等について助成を行う。
家畜衛生対策	・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

カ 養鶏の生産供給体制強化

養鶏経営の安定を図るため、需要に即した計画生産とともに安全な鶏卵・鶏肉の供給に対応したH A C C P方式を取り入れた管理体制の整備を推進する。

また、大規模経営を主体に環境対策や家畜防疫衛生対策を推進する。

特に、高病原性鳥インフルエンザ対策については、監視体制を強化するとともに早期発見・早期通報体制を徹底し、速やかな防疫措置を講じる。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜衛生対策	・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

キ 特用林産物の生産供給体制強化

きのこ類、木炭等の特用林産物の安定的な供給体制を強化するため、生産・加工・流通施設等の整備、経営の集約化、担い手の育成及び生産技術の開発等を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
生産・加工施設等の整備	・きのこ等生産施設及び加工・流通施設等の整備を行う。 ・きのこ等栽培技術・生産体制を強化するため、栽培技術指導を実施する。

ク 近海魚介類の生産供給体制強化

本県の近海魚介類資源を適正に管理し、持続的利用を図ることにより安定供給の確保と漁業秩序の維持に努め、資源管理型漁業の推進、近海魚介類の資源の調査研究による資源管理手法の開発、漁場環境の保全、操業の安全性の確保、漁港・漁場の整備及び関連機能施設の整備を推進し、近海魚介類の生産供給体制の強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
漁業秩序の維持	・ 漁業調整等による海面利用の適正化及び漁業取締りを実施する。
つくり育てる漁業の推進	・ ハマフエフキ、シラヒゲウニ等の放流を実施する。
資源管理型漁業の推進	・ 八重山海域沿岸性魚類管理計画の進捗管理を行う。 ・ マチ類資源回復計画の進捗管理を行う。
資源管理手法の開発	・ 資源管理型漁業対象種の生態、資源動向調査を行う。
漁場環境の保全	・ オニヒトデ等有害動物を駆除する。
安全操業の確保	・ 漁船保全修理施設の整備や漁業用指導無線の運用を推進し安全操業の確保を図る。
漁港・漁場の整備等	・ 漁船の安全確保や中層浮魚礁等の設置及び給油、給氷、漁具保管施設等の整備を推進する。

2 流通・販売・加工対策の強化

成果指標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
農業産出額	億円	902	906	1,300
林業粗生産額	億円	9	7	12
漁業生産額	億円	201	211	290

(1) 流通・販売・加工対策の強化と観光産業との連携強化

ア 流通対策の強化

本県農産物流通の効率化を図るため、生産、集荷、分荷、輸送等の情報を収集管理し、需要に対応できる取引システムを活用するとともに、卸売市場機能の強化、鮮度保持のための輸送技術の向上を図る。

さらに、流通コスト低減のため、共同集荷、共同配送などを促進するとともに、流通過程での農産物の鮮度保持に係る調査・研究等により鮮度保持輸送技術の向上を図る。

また、農産物直売所及びインターネット等を活用した多様な流通チャネルによる需要の開拓を行う。

畜産物については、食の安全を確保するために食肉処理施設の整備を進め、また、家畜市場の機能強化に向けた整備を進めること等により、適正な価格形成を推進する。

林産物については、沖縄流域森林・林業・木材活性化センター等を活用し、川上・川下の情報のネットワーク化を図り、流通システムを構築するとともに、流通関連施設等の整備を推進する。

水産物においては、流通の効率化、コストの低減及び鮮度の保持を図るため、産地市場の統合、集出荷体制の合理化を図るとともに、各漁港における流通関係施設の整備等を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業・共通)	
流通効率化及び輸送コスト低減対策	・地域農産物流通効率化対策、保鮮流通システムの整備を図り、多様な流通チャネルの開拓を推進する。
(農業)	
農産物流通効率化対策	・中央卸売市場内の荷捌き施設の整備により、市場流通の効率化を図るとともに、農産物の鮮度保持に係る調査・研究等により農産物流通における鮮度保持技術の向上を図る。
(畜産業)	
流通関連施設の整備	・集出荷の合理化や機能強化のための家畜市場の整備を図る。 ・高品質な食肉を安定供給するための近代的な食肉センターの整備を図る。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
（林業）	
木材流通システムの推進	・川上（生産者）・川下（加工者等）の相互情報提供の促進を図り、情報のネットワーク化を推進する。
流通関連施設の整備	・流通・販売施設等の整備を行う。
（水産業）	
流通関連施設の整備	・各漁港における流通関係施設の整備を行う。
流通の効率化	・水産物の特性に合った効率的な輸送方法等の調査試験を実施する。

イ 販売対策の強化

本県農産物の生産振興を図るため、マーケティング力の強化等により消費拡大を推進する。このため、本県農産物のマーケティング戦略構想に沿って、おきなわブランドの確立や積極的な販売体制づくりを行う。

また、卸売市場や量販店等と連携した多様な流通チャネルによる需要の開拓や、本県農産物の機能性成分を活用した販売展開や製品開発により、販売促進を強化する。

また、クレーム処理体制の向上を図り、主要消費地からのクレームへの対応を迅速に行う。

畜産物においては、観光産業との連携や県産品表示の推進を図るとともに、消費動向調査、パンフレット等の作成及び県内外における各種イベントの実施により、県産食肉・牛乳等の消費拡大を促進する。

林産物においては、需要拡大を図るための積極的な消費宣伝活動を行うとともに、流通・販売の拠点となる展示販売施設等の整備を図る。

水産物においては、観光需要への対応、県外への販路拡大及びモズクを主体とした国外への販路開拓を図るため、食品・観光産業と連携し、県内外への供給体制の構築、各種イベント等による販促活動の推進を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
（農業・共通）	
販売対策	・多様な流通チャネルの開拓を図り、本県農林水産物の効果的な販売戦略の促進、販売促進対策及び市場・産地間の情報受発信機能の強化を推進し、おきなわブランドの確立を図る。具体的には、インナーショップ事業の継続、県内外への各種販売促進キャンペーンの実施、産地情報発信収集業務の委託等を行う。
（林業）	
消費・流通等の支援	・沖縄ウッディフェア等を実施する。 ・マスメディアを通じたPR活動の実施を推進する。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
（水産業）	
県外への販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外量販店との連携による販売促進を強化する。 ・ モズク等おきなわブランドのPR活動を支援し、レシピの普及による消費の拡大を図る。
国外への販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ モズク等の中国、香港における販売を促進する。

ウ 地産地消・食育の推進

県産農林水産物の県内消費の拡大を図るため、「沖縄100の健康料理」等を用いた料理のレシピの普及啓発を図るとともに、ホテル等における県産食材フェア及び「花と食のフェスティバル」等のイベントを開催し、県産食材の宣伝活動を通じて消費拡大を推進する。

また、島ニンジン等伝統的農産物を含む地域農林水産物の利用拡大を図るため、機能性や産地、調理方法等各種情報を「沖縄伝統的農産物データベース」としてインターネットから発信することにより、観光産業等への利用促進及び健康食品産業との連携による機能性に着目した付加価値の高い加工品等を開発するなど、需要の拡大を図る。

山羊肉等の伝統的地域食材の利用促進を図るため、機能性や調理レシピ等の情報を発信し、消費の拡大を図る。

一方、地域においては、農林水産物直売所等の整備や当該施設を中心としたネットワーク化を推進し、新鮮な地域農林水産物の販売や学校給食への利用促進等を図ることにより、農山漁村の活性化及び農林水産物供給体制の確立に努めるとともに、農林水産業への就業機会の創出を図る。

沖縄県地産地消推進県民会議のもとに「食育推進ボランティア」の登録・支援を行い、収穫体験などの食育を推進するほか、「沖縄食材の店（仮称）」の登録制度の整備、地産地消シンポジウムの開催等により、県産農林水産物の消費拡大・普及啓発を行い、総合的に「地産地消」運動を展開する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
（農業）	
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光や学校給食等との連携を強化し、地域食材を活用した特産品や料理メニューの開発を行う。 ・ 島野菜等少量多品目への対応等地産地消推進体制の整備を推進する。 ・ 農産物直売所の整備を推進する。
食育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育推進ボランティアによる学校現場や地域における食育活動及び児童生徒を対象とした農業体験等による食育等を推進する。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
（林業）	
消費・流通等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄ウッドフェア等を実施する。 ・マスメディアを通じたPR活動の実施を推進する。
（水産業）	
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光需要を含めた県内消費動向の把握を行う。 ・食品・観光産業と連携した地産地消を推進する。 ・花と食のフェスティバル、モズクの日等のイベントを開催する。

エ 加工対策と食品・観光産業との連携強化

本県農産物の付加価値を高める特産品や機能性食品の開発を促進し、消費者ニーズに即した加工品の開発、製品の改良、販路開拓等の取組を支援するとともに、島野菜などの伝統的農産物については、生産・流通体制の構築に努める。

また、付加価値の高い加工品及び料理メニューの開発を促進するとともに、観光産業や加工産業と連携し、安定的な需給体制の確立を推進するなど県産農産物の消費拡大を推進する。

水産業においては、付加価値向上、流通の効率化、観光需要への対応を図るため、モズク、ソデイカ他各地域の地先水産物などの加工品開発を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
（農業）	
農産加工の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農産物を活用した加工食品開発及び施設整備対策を行う。 ・島野菜など機能性成分を活用した加工食品開発対策を行う。
地域食材の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光等と連携した地域食材を活用した新メニューの開発や伝統料理メニューの活用を促進する。
（水産業）	
水産加工の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・モズク、ソデイカ等の加工品開発を推進する。 ・各地域水産物利用による地域特産品の開発を促進する。

（２）食品の安全及び消費者の信頼の確保

本県農林水産物の安全に係る信頼性を高めるために、消費と生産サイドとの連携を強化し、農薬等の農業生産資材及び飼料等の適正な使用の徹底を図り、農業生産工程管理（GAP）手法の導入を促進し、生産段階での衛生・品質管理を徹底して、消費者へ安全な農林水産物が供給されるように努める。また、JAS法に基づく食品表示の適正化を図るため、食品表示110番の迅速な対応や品質表示に係る検査体制の整備等を推進するとともに、消費・生活、保健、観光・商工等の各分野における関係機関との連携を

強化する。

さらに、食品加工施設における衛生管理体制の強化を図るとともに、と畜場におけるBSE全頭検査の継続実施などを行う。

特に、牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛のトレーサビリティ制度）の確実な実施を推進し、BSE対策の基礎とするとともに、消費者の信頼の確保を図る。

また、生鮮食品のトレーサビリティの導入を促進するとともに、特別栽培農産物の普及・啓発を図る。

水産業においても、生産から販売までの衛生管理体制の強化を図るため、水揚げ施設、加工施設、販売施設等における衛生管理体制の強化を図るとともに、これに対応できる施設の整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(共通)	
品質表示適正化の推進	・ J A S法に基づく品質表示適正化の推進体制の整備を行う。
トレーサビリティの推進	・ 生産者、流通・加工業者、販売業者等に対する普及啓発及び効率的かつ円滑なトレーサビリティシステムの導入を促進する。
(農業)	
特別栽培農産物の促進	・ 特別栽培農産物の普及・啓発を行い、認証制度の整備を推進する。
農薬の適正な取り扱いの推進	・ 農薬の適正使用・啓発と農薬の飛散防止対策を推進する。 ・ 出荷前農産物の検査体制の構築を図る。
農業生産工程管理（GAP）の促進	・ 農業生産工程管理（GAP）手法の導入を促進する。
(畜産業)	
飼料の適正使用の推進	・ 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の遵守を推進する。
(水産業)	
衛生管理の強化	・ 市場等の衛生管理体制の強化を図り、衛生管理に対応した流通加工施設の整備を推進する。 ・ 衛生管理マニュアルを策定する。

(3) 製糖企業の経営体質強化

分みつ糖企業については、経営体質の強化を図るため、一層の集荷製造経費の低減及び合理化を推進するとともに、経営安定対策を実施する。

含みつ糖企業については、沖縄黒糖の地域ブランドの確立、安定供給に向けた取組等、事業者の共同した取組を促進するとともに、経営安定対策を実施する。

また、さとうきびの総合利用を推進する観点から、ケーンセパレーションシステムを活用し、新含みつ糖の製造、有用物質を利用した新製品の開発・実用化、製糖副産物の高付加価値化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
分みつ糖企業対策	<ul style="list-style-type: none">・分みつ糖製造事業者の経営安定を図るため、気象災害に対する影響を緩和するための基金造成を支援する。・省エネ・環境対策に資する製糖設備の整備に対する支援を行う。・一部離島地域の置かれた厳しい条件から急激なコスト低減が困難な場合、激変緩和するためのコスト格差助成を支援する。
含みつ糖企業対策	<ul style="list-style-type: none">・含みつ糖の生産条件の格差から生ずる不利を補正するための助成を行う。・含みつ糖製造事業者の経営安定を図るため、気象災害に対する影響を緩和するための基金造成を支援する。・省エネ・環境対策に資する製糖設備の整備に対する助成を行う。・沖縄黒糖の地域ブランド確立・安定供給、経営体質強化に向けた取組について助成を行う。
さとうきびの総合利用	<ul style="list-style-type: none">・ケーンセパレーションシステムを活用した、新製品の開発・実用化に向けた取組に対し支援を行う。

3 農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保

成果指標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
青年農業・漁業者	人	4,433	2,669 (平成17年)	3,000
認定農業者	経営体	1,242	2,197	3,000
家族経営協定締結数	戸	96	329	500

(1) 担い手の育成・確保

ア 経営感覚に優れた担い手の育成

望ましい農業構造を実現するため、農協など関係機関と連携した沖縄県担い手育成総合支援協議会、市町村担い手育成総合支援協議会による認定農業者、農業法人等の育成・確保や新規就農者等の多様な人材の農業参入・定着等の施策を推進する。特に「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す認定農業者等を育成することとし、農業経営基盤強化資金の融資、各種補助事業の導入等を図るとともに、農業経営基盤強化促進基本方針等に沿って、経営改善などフォローアップの推進や農地集積等の支援を行う。

林業においては「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」等に基づき、林家等の林業経営体及び森林組合等の林業事業体の育成を図る。一方、「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、林業労働力確保支援センターを中核として林業就業者を支援するほか、林業退職金共済制度への加入の促進を図る。

水産業においては、地域の中核となる漁業者への指導を通して、人材の育成を図る。また、水産業改良普及センターにおいて漁業士の養成を進めるとともに、交流学习会等を開催し、担い手となる漁業者の確保や漁業士の各種活動への支援を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
認定農業者の育成	・認定農業者の育成及び支援を実施する。
担い手育成のための施設整備等	・認定農業者の育成等を通じて効率的・安定的な経営体を育成するため、総合的な条件整備を推進する。
カウンセリング活動の実施	・日頃の巡回指導を通して農業技術、経営の改善に向けた支援を実施する。
コンサルテーション活動の戸別実施	・経営状況調査、経営改善計画作成、経営改善に向けた支援を実施する。
ステップアップ講習会の開催	・単式簿記、複式簿記、経営診断、作業体系検討などを農業者の習得段階に応じて実施する。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
（畜産業）	
畜産経営体支援指導推進協議会	・畜産経営支援指導に係る基本方針の策定等を行う。
個別支援指導（経営診断等）	・経営診断に基づく経営体改善指導を行う。
畜産関係情報の提供	・畜産経営に関する情報のデータベース化を図る。
畜産研究センターを利用した実技研修	・畜産に関する新技術の導入定着を図るための検討等を行う。
（林業）	
林業担い手の育成	・経営診断等に基づく経営改善指導を行い、林業事業体を育成・支援する。また、リーダー養成研修の実施や林業従事者の福利厚生対策を通じて、林業就業者の育成・確保を図る。
（水産業）	
中核となる担い手の確保	・水産業改良普及センターにおいて漁業士の養成を進め、経営指導等交流学習会等を実施し、担い手となる漁業者の確保や漁業士の各種活動への支援を行う。

イ 多様な担い手の育成・確保

本県の農林水産業を担う後継者の育成・確保を図るため、新規就業者や他産業からの離職就業者への就農相談・支援活動を強化するとともに、農業後継者育成基金等の活用や農業技術習得のための研修教育施設等の整備及び農林漁業技術、知識の習得のための推進体制の強化、農業青年に対する研修や青年農業士の活動を助長する。

また、国民の農林水産業に対する理解を促進し将来の担い手を確保する観点から、農林水産業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生等の農林水産業体験学習の場の設定などの取組を支援する。

さらに、新規就農から認定農業者、農業生産法人等への誘導については、県及び市町村担い手育成総合支援協議会と連携して支援する。

また、観光業・食品加工業等異業種との連携を推進するなど、生産から販売までを視野に入れた経営を展開する担い手の育成・確保に努める。

林業においては、林業後継者等に対して森林・林業全般にわたる基礎的な技術、知識を吸収させるため林業教室を開催する。また、林業技術・知識の向上及び地域の自主的な実践活動を促進するため、林業後継者等による林業研究グループの結成を促進する。

水産業においては、漁業就業者確保育成センター事業等を通じて求人・求職情報の把握、情報提供に努めるとともに、青年漁業士養成講座や地域巡回指導により、若年漁業者の技術経営力向上を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業研修教育施設の整備等	・農業後継者の育成・確保のため、農業大学校等施設整備を行う。
新規就農総合対策	・新規就農者や他産業からの離職就業者への就農相談を実施する。 ・支援活動等及び青年農業者の組織活動や研修会等を支援する。
就農支援資金	・新規就農者や青年農業者に対し、研修資金や施設等整備資金を無利子で貸付する。
(林業)	
新規就業者の育成・確保	・林業教室の開催を行う。 ・林業研究グループの結成及び活動支援を行う。
(水産業)	
新規就業者の確保	・漁業就業者確保育成センター事業等を通じた求人・求職情報の提供を行う。 ・少年水産教室による漁業体験学習会等を実施する。 ・新規就業者、中途参入者への指導を行う。

ウ 担い手の法人化の促進による生産組織等の強化

農業経営は経済社会の変革に的確に対応し、経営体質の強化が求められており、認定農業者など経営の法人化を志向している者や経営の熟度が深まっている担い手等については、積極的に法人化を推進する。

そのため、県、市町村担い手育成総合支援協議会や市町村等産地協議会、生産部会等の生産組織との連携による支援体制の構築とフォローアップを推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
担い手育成のための整備等	・認定農業者の育成等を通じて効率的・安定的な経営体を育成するため、総合的な条件整備を推進する。

エ 女性・高齢者の活動支援及び地域リーダーの育成・確保

農林漁業労働改善のための環境条件整備や、パートナーシップ経営推進のため家族経営協定締結の普及促進を図る。

また、農林漁業従事高齢者が有する農林漁業生産や地域の文化、伝統行事活動等の知恵・技術等を担い手へ伝承する活動支援により、農山漁村の活性化を図る。

さらに、生産技術や経営管理能力を高め、農林漁業経営に積極的に参画する女性農林漁業者及び起業者を育成し、経営の安定を図るとともに、農漁村の男女共同参画社会づくりを促進する。

そのほか、農林漁業者が主体的に取り組む多様な地域活性化の活動と、これを通じた

地域リーダーの育成を支援するとともに、地域資源を活用した多様な女性起業活動を支援する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
パートナーシップ農業経営の確立	・パートナーシップ農業経営推進のため家族経営協定締結を推進する。
農業労働環境の改善整備	・農業労働環境の点検及び改善を促進する。
女性農業経営者の職業能力向上対策	・女性農業者等学習集団を育成し、生産技術や経営管理能力を高める。 ・農漁業関連女性起業者の育成を推進する。
高齢農業者・農村活性活動組織の育成と支援	・高齢農業者集団の育成を推進し、高齢農業者活用による地域の活性化を図る。
農業・農村男女共同参画推進ビジョンの推進	・女性農林漁業士の認定等女性委員の登用を促進し、農村女性組織等ネットワークの強化を図る。
女性・高齢者の活動促進	・女性・高齢者の特産品開発を支援し、青壮年・女性漁業者交流大会の開催や省力化漁業技術の開発・普及を推進する。

(2) 農地の有効利用と優良農地の確保

ア 農地の有効利用

認定農業者等担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組を強化するため、農地保有合理化事業等を活用した施策を推進するとともに、農地等の効率的な利用、遊休農地の解消及び有効利用を図るため、関係機関等との連携を密にし、農地情報の共有及び提供、集積斡旋等を行いつつ、規模縮小農家や離農者等の農地や遊休農地等を認定農業者等担い手へ加速的に集積していく。

また、農業の担い手が不足している地域においては、市町村が農業経営基盤強化促進基本構想に設定している特定法人貸付事業において、企業等の農業参入の支援を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農地の有効利用	・認定農業者を中心とした、担い手への農地の流動化を促進する。
遊休農地の解消	・遊休農地の解消に向けた対策を促進する。

イ 優良農地の確保

農地は農業生産・経営にとって不可欠な資源であり、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが重要である。

そのため、農業振興地域制度、農地制度等の適切な運用により、優良農地の保全・確

保を図り、担い手への集積、遊休農地の発生防止も含め、総合的な支援を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
優良農地の確保	・農業振興地域制度及び農地制度等の適切な運用により、優良農地を確保する。

(3) 農協、森林組合、漁協の経営基盤の強化

地域農業の振興と活性化を担う中核組織として再編・整備された沖縄県農業協同組合は、事業改革等を通して経営基盤の強化に取り組んでおり、関係機関との連携による支援指導を行い、経営基盤の強化を促進し、経営の健全化、営農指導体制の充実・強化を図る。

経営の脆弱な森林組合については、組合の経営基盤の充実・強化を図るため、森林組合連合会を通じた系統組織の強化や合理化に関する各種事業を推進していく。

漁協については、漁協及び系統団体が実施する合併及び事業統合等の活動を支援し、漁協の経営基盤及び組織体制の強化を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
沖縄県農業協同組合の経営健全化支援	・沖縄県農業協同組合の経営基盤強化に向けた支援指導等を行い、経営健全化を促進する。
(林業)	
森林組合の育成・強化	・森林組合の経営体制の改善指導を行い、経営基盤の健全化を図る。
(水産業)	
漁業協同組合の育成・強化	・漁協の経営基盤及び組織体制の強化を図り、経営不振漁協への支援、指導を推進する。また、漁協合併や事業統合へ向けた組織強化推進協議会への支援を行う。

(4) 金融制度と共済制度の充実

ア 金融制度の充実

農業については、経営意欲と能力のある担い手の円滑な資金調達を支援するため、農業改良資金の貸し付け、農業経営改善関係資金及び農業負債整理関係資金等に対する利子補給及び利子助成、債務保証を行う農業信用基金協会に対する支援等を総合的に実施する。

また、農業者の借入申込等の円滑化を図るとともに、融資後の経営改善が確実に達成されるよう、関係機関との連携により、特別融資制度推進会議等の円滑かつ適切な運営

を図る。

林業については、林業者・木材産業事業者等の経営の改善、林業に係る労働災害の防止及び林業後継者の養成確保等に対して、中・短期の資金を融資する他、債務保証制度を活用し、安定的な林業経営や環境整備の充実を図る。

水産業については、漁業者等の資本装備の高度化と漁業経営の近代化を図るため、漁協系統機関が行う長期、低利の施設資金等の貸付に対し県が利子補給をするとともに、沿岸漁業改善資金による融資を行う。

また、台風や干ばつ等の自然災害による農林漁業経営への影響を緩和するため、農業災害資金及び農漁業負債整理関係資金の融通、経営管理指導の徹底を図るとともに、農業者が農業災害資金を借り入れる場合に利子助成を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業経営改善関係資金	・ 担い手の農業経営の改善に必要な長期資金が的確に供給されるよう、農業近代化資金に対する利子補給、農業経営基盤強化資金に対する利子助成、農業改良資金の貸し付け等を行う。また、沖縄振興開発金融公庫、農業協同組合等が融資する農業経営改善関係資金の貸付が円滑に行われるよう、特別融資制度推進会議等の適切な運営を図る。
農業負債整理関係資金	・ 負債の償還が困難となっている農業者の償還負担の軽減が図られるよう、農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給等を行う。また、沖縄振興開発金融公庫、農業協同組合等が融資する農業負債整理関係資金の貸付が円滑に行われるよう、沖縄県農家負債対策協議会等の適切な運営を図る。
農業信用基金協会債務保証	・ 農業者が農業関係資金を借り入れる場合の機関保証が円滑に行われるよう、農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に対する助成等を行う。
(林業)	
林業・木材産業改善資金	・ 林業・木材産業の経営改善、労働福祉施設、林業者養成確保を図る。
造林資金	・ 市町村の造林事業の円滑化を図る(沖縄振興開発金融公庫)。
農林漁業信用基金債務保証	・ 林業者等の経営改善に必要な資金の融資機関からの借り入れに係る債務の保証を図る。
(水産業)	
漁業近代化資金	・ 漁業関係機器施設資金への利子補給を行う。
沿岸漁業改善資金	・ 経営改善資金等の無利子融資を行う。

イ 共済制度の充実

農業共済については、農業振興策との連携による加入率向上、農家の被害実態に応じた共済掛金率を適用するため、組合員等別危険段階別掛金率の導入・拡大及び農家の共済掛金負担能力に応じた単位当たり共済金額の選択制の普及定着を促して、加入を促進する。

多発する自然災害による農家の損失を補てんする制度であることの普及・啓発を図る。

漁業共済については、制度の周知を図るとともに、共済掛金の一部を県が助成することにより、加入率の増加に努める。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
園芸施設共済強化対策	・園芸施設共済事業における加入促進（農家掛金助成）を図る。
農業共済加入促進	・農業共済の加入促進を図るため、農業共済組合等に必要な支援を行う。
(水産業)	
共済制度の強化	・漁獲共済、養殖共済の加入促進を図る。

(5) 価格制度の充実

野菜については、計画的・安定的な生産出荷を推進し、消費者への安定的な野菜の供給と価格制度の的確な運用を推進する。

パインアップルについては、加工原料用パインアップルを計画的・安定的に供給するとともに、生産振興と農家経営の安定に資するため、価格制度の効果的な運用を推進する。

畜産については、牛、豚、鶏の安定生産に努めるとともに、価格制度の効率的な運用を推進する。

水産業については、モズクの計画生産体制の確立を推進するとともに、豊漁時における価格安定対策として、生産量の一部を調整保管することにより価格の維持安定に努める。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
野菜価格安定制度	・野菜価格の著しい低落により野菜の再生産が阻害されることがないよう、一定の水準以下に価格低落があった場合に補給金を交付する。
加工原料用パインアップルの価格安定制度	・加工原料用パインアップルの価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
(畜産業)	
肉用子牛生産者補給金交付制度、沖縄県和牛子牛価格特別対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国平均販売価格が基準価格を下回った場合、補給金を交付する。 ・ 県内平均販売価格が基準価格を下回った場合、価格特別対策補給金を交付する。
肉豚価格安定対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肉豚価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。 ・ 余剰部位の県外移出を推進し、県内豚価の安定を図る。
加工原料乳生産者補給交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要動向に応じた加工原料乳の生産確保と併せて経営の安定を図るため、加工原料乳生産者に補給金を交付する。
鶏卵価格対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卵価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。
(水産業)	
モズク価格の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画生産体制の確立を図る。 ・ 豊漁時等、価格低迷時に生産量の一部を保管することにより価格安定を図る。

4 農林水産技術の開発・普及

成果指標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
普及に移す技術	件	53	309	581

(1) 新技術の開発と試験研究機関の整備

ア 農業の試験研究

農業については、さとうきび、パインアップル、水稻等の新品種の育成及び栽培技術の確立をはじめ、野菜、花き、果樹等の重点品目の品種育成、栽培技術の開発を推進する。また、農産物の利用加工、流通システムの開発を行う。

さらに、天敵、不妊虫放飼等を利用した病害虫防除や環境に配慮した土壌生産力の増強等、環境保全型農業技術の開発をはじめ、低コスト沖縄型施設の開発及び省力機械化農業の確立及びバイオマス利活用等、地域のニーズに応える研究開発を行う。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび・パインアップル等の新品種の育成等を行う。 ・天敵等病害虫防除技術の開発を行う。 ・農産物利用加工・流通システムの開発を行う。 ・園芸作物等新品種育成、栽培技術、栄養診断技術、評価法等の開発を行う。 ・経営体の育成方針、園芸品目の高収益経営手法の研究を行う。
農業関係試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。

イ 畜産の試験研究

畜産については、クローン技術等を活用した肉用牛の改良手法の開発や在来豚（アグー）を利用した市場性の高い銘柄豚の作出に向けて研究開発を行う。生乳の生産体制を強化するため本県に適した乳用牛の飼養管理技術の開発を行う。暖地型牧草種の導入、新品種の育成、栽培技術の確立を推進する。

家畜排せつ物の低コスト処理技術等を開発普及し、環境と調和した環境保全型畜産経営を推進する。

また、飼料自給率の向上を図るため、エコフィードの利用に係る技術の確立を図る。

本県の独自性の高い山羊を活用した産業創出に向けての取組を支援するため、山羊に関する調査研究を行う。

家畜衛生については、亜熱帯地域特有の疾病、人獣共通感染症や生産病等についての疾病防除技術の開発や発生予察するとともに、BSE（牛海綿状脳症）や海外悪性伝染病等に対する高度な検査体制の確立を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
畜産関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質牛肉生産技術の開発を行う。 ・肉用牛改良増殖研究を行う。 ・高品質豚肉の生産技術の開発を行う。 ・在来豚の特性解明と活用技術の開発を行う。 ・暖地型牧草の導入・新品種の育成を行う。 ・飼料作物等の栽培・利用技術の開発を行う。 ・家畜排せつ物低コスト処理技術の確立を図る。 ・牛乳の高品位安定生産技術の開発を行う。 ・山羊の肉質等の調査研究を行う。
畜産試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。
家畜衛生関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス・細菌性疾病の調査研究を行う。 ・寄生虫・原虫による家畜疾病の調査研究を行う。 ・人獣共通感染症の防除研究を行う。 ・家畜衛生検査事業を行う。 ・伝染病対策のため病性鑑定を行う。 ・原因究明のためのBSE検査を行う。
家畜衛生試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な検査、診断を行うために必要な施設の整備及び備品の導入を行う。

ウ 森林・林業の試験研究

森林・林業については、森林の持つ多面的機能を高度に発揮することによる地球温暖化防止等の環境保全や災害に強い森林づくりの研究開発を行う。

また、県産木材の高付加価値化と利用促進のため、県産木材、早生樹種等の加工利用技術の研究開発や森林資源の新たな利用開発及び特用林産物の生産拡大に向けた研究開発を行う。

さらに、持続可能な森林経営のため、多様な森林整備及び資源管理の研究開発を行うとともに、松くい虫被害の軽減を図るため、天敵を用いた防除技術の確立、抵抗性マツの育種母樹の選抜及び森林病虫害被害から森林を保護する研究開発を行う。また、緑地景観の保全・形成のため、郷土樹種を主体とした緑化技術研究を推進する。

これらの高度な森林・林業技術開発を推進するため、大学・他研究機関との連携を強化するとともに、森林資源研究センターの移転整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
森林・林業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い森林をつくる技術の開発を行う。 ・持続可能な森林経営技術の開発を行う。 ・森林を病虫害から保護する技術の開発を行う。 ・森林資源を活用する技術の開発を行う。 ・緑豊かな環境をつくる技術の開発を行う。
森林・林業試験研究に係る施設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
森林資源研究センターの移転整備	・移転整備に向けた構想及び基本設計を行う。

エ 水産業の試験研究

水産業については、マグロ類やソデイカなどの回遊性資源の効率的利用技術開発を行うとともに、減少傾向にある沿岸資源の管理技術と栽培漁業技術開発を行い、漁船漁業の振興を図る。

また、モズクなどの既存養殖対象種の生産安定化技術開発と新規養殖種の種苗生産・養殖技術開発を行うとともに、魚病対策試験研究と養殖漁場環境を保全するための調査研究を推進して、養殖業の振興を図る。

これらの本県のサンゴ礁海域特性を生かした水産技術開発を行うため、水産海洋研究センターの移転整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
水産業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・パヤオ、ソデイカ等漁業調査を行う。 ・マチ類等資源管理手法の開発を行う。 ・放流技術の開発を行う。 ・魚介類種苗生産技術の開発を行う。 ・魚介藻類養殖技術の開発を行う。 ・魚病の防除技術の開発を行う。 ・養殖場の環境保全技術開発調査を行う。
水産業試験研究に係る施設備品整備	・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。
水産海洋研究センター本所の移転整備	・移転整備に向けた構想及び基本設計を行う。

オ 熱帯・亜熱帯農林水産技術の国際交流の促進

農業においては、ミバエ類やさとうきび、熱帯果樹等の病虫害防除法について、発生地域の研究機関との連携に努めるとともに、JICA（国際協力機構）等を通じて、東南アジア諸国や太平洋諸国を中心に、農業研究センター等において農業技術者の研修生の受け入れや研究者の派遣を行う。

林業においては、きのこ類、特用樹類等の生産技術及び早生樹種等の造成技術の向上を図るため、海外の研究機関との連携を強化するとともに台湾や東南アジア諸国等へ研究者の派遣を行う。

水産業においては、JICA（国際協力機構）やOFCF（海外漁業協力財団）などを通じて、東南アジア諸国や太平洋諸国からの研修生を水産海洋研究センター及び栽培

漁業センター等に受け入れるとともに、本県からの研究者等を派遣し、熱帯海域における双方の水産技術の向上を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
海外研修生の受け入れ	・ J I C A (国際協力機構) 等海外研修生を受け入れる。
(林業)	
海外研修生の受け入れ	・ J I C A 等海外研修生を受け入れる。
海外への技術者派遣による技術の向上	・ J I C A 等の研修を活用した海外への技術者の派遣等を行う。
(水産業)	
海外研修生の受け入れ	・ J I C A 及び O F C F (海外漁業協力財団) 等海外研修生を受け入れる。
海外への技術者派遣による技術の向上	・ J I C A 等の研修を活用した海外への技術者の派遣等を行う。

(2) 農林水産業技術の普及と情報システムの整備・強化

ア 農業技術の普及と情報システムの整備・強化

農業については、普及指導員の農業技術指導力を強化し、高度かつ多様な農業者のニーズに応えるとともに、地域の特性に応じた課題の重点化と活動の効率化を促進する。新技術を普及するため、研究機関との連携を図りつつ、普及指導員による巡回指導を強化するとともに、おきなわブランドを確立するための生産組織を育成する。

また、栽培技術や病虫害防除技術、気象情報や市況などの農業情報のデータベースを一元化し、インターネットを活用した情報提供を迅速に行う農業技術情報センター機能を充実させる。

さらに、地域における農業技術の情報発信の基地として農業改良普及センターの活動体制を強化し、農業技術の普及と地域課題に迅速に対応できるように整備する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業技術の普及	・ 協同農業普及事業の推進を図る。
農業技術情報センター機能の充実	・ 農業情報データベースを一元化し、インターネットを活用した情報提供を行う。
農業改良普及センターの体制整備	・ 農業改良普及センターの活動体制の再編整備を行い農業の新技術の情報発信基地として機能強化する。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
現場即応型技術の開発・普及	・生産現場の問題に対応する技術を開発するために実証ほを設置し、農家への普及・啓発活動を推進する。
指導機材の整備	・現場における指導体制を強化するために現地診断車や搭載機材を整備する。
農業技術情報の提供	・農業者に対して新技術や農政の課題等を迅速に提供するためにセンター便り等を発行する。
自給飼料増産推進	・飼料増産推進計画達成のための指導並びに優良品種等の実証展示ほを設置し、畜産農家への普及・啓発活動を推進する。

イ 林業技術の普及

林業については、林業者の活動を支援するため持続可能な林業技術や多様な森林活用による林業経営の先進的事例等の情報を幅広く収集・蓄積・分類し、データベースの整備充実を図り、林家等へのネットワークを促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
林業技術の普及	・林業普及指導事業の推進を図る。
地域林研リーダーの育成	・リーダー等交流セミナー等の開催を行う。
林業者及び後継者の育成	・多様な林業技術指導、現地学習会を行う。
森林・林業教育の推進	・森林環境教育を推進し、林業関係高校生や緑の少年団、学校教育関係者及び森林ボランティア指導者の育成等を図る。
林業技術情報の提供	・先進事例情報の収集とネットワークの整備を図る。

ウ 水産業技術の普及と情報システムの整備・強化

水産技術の研究成果を浸透させるため普及職員と研究機関との連携強化を図りながら、水産業改良普及指導員による各地域への巡回指導を強化するとともに、生産者会議、各種交流学習会を通じて情報提供に努める。

また、漁船漁業や養殖業の効率化等を図るため、沖縄近海の海洋観測等を実施するとともに、衛星画像、その他の海況情報等を収集し、インターネット等を利用した情報提供の充実を図る。

さらに、付加価値の高い生産物の安定供給を図るため、現場実践型の技術開発を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
水産技術の普及	・水産業改良普及事業の推進を図る。
海洋観測、漁況情報の収集及び情報提供	・海洋観測調査、市場における漁獲統計調査による漁海況情報発刊、ホームページによる情報提供を行う。

5 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

成果指標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
農業用水源整備率	%	49	55	69
かんがい施設整備率	%	26	36	49
ほ場整備率	%	48	51	72
造林面積	ha	1,384	1,502	1,660
漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	%	33	52	60

(1) 農業の基盤整備

ア 農業生産基盤の整備

農業用水の安定供給を図るため、地域特性に応じた多様な整備手法を用いた水源開発を推進していく。

特に、県営による伊平屋北部1期地区・幕内地区をはじめ、国営による伊是名地区・伊江地区のかんがい排水事業の完了及び関連事業等の推進を目指すとともに、整備の遅れている地域における水源確保に努める。中南部地域においては、都市再生処理水の農業用水としての利活用について検討を図る。

かんがい施設については、地域の営農形態や供給水量に応じてスプリンクラーや給水栓等の整備を行う。また、効果の早期発現を図るため、給水所による段階的整備を行う。

なお、十分な水量を確保できない地域においては、点滴かんがい等の節水かんがい方式の導入を図る。

さらに、農業水利施設の維持管理費の低減を図るため、適切な管理と適期の点検・補修による施設の長寿命化を図るとともに、自然エネルギー利用により運転費低減を図る。

ほ場については、機械化を可能とする区画整理や、地域特性や営農形態に応じた土壌・土層の改良、防風施設の設置等を考慮するとともに、担い手への集積や耕土の流出防止対策等の周辺環境・景観に配慮したきめの細かい整備を推進する。

また、草地や畜舎等畜産基盤を総合的に整備することで、受益農家の規模拡大を図り、経営の安定化及び効率的な肉用牛生産を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業用水源の確保	・地下ダム、ため池、貯水池、貯水槽（地下タンク）の整備を行う。
かんがい施設の整備	・ファームポンドの設置、用水路・用水管の設置、給水所・給水栓・スプリンクラーの設置等整備を行う。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
（農業）	
ほ場の整備	・ 区画整理、勾配抑制、客土、土層改良、暗渠排水等の整備を行う。
（畜産業）	
草地及び牧場施設等の整備	・ 草地、牛舎、堆肥舎、農具庫、家畜市場の整備及び農機具等の導入を行う。

イ 農地及び農業用施設の保全

農業を持続的に展開するには、農地や農業用施設を災害から未然に防止し、農業経営の安定とともに、所得の向上を図ることが肝要であることから、県土保全を含めた農地防災対策の役割は極めて重要である。このため、日頃から防災上危険な地域の把握を行い、対策事業の立ち上げを行うとともに、連絡体制等の強化を図る。

また、台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や浸食しやすい土壌条件等に対応した防風施設や承水路・集水路・排水路及び農地の勾配抑制等の整備の推進と、適切な維持管理を促進するとともに、「防風林の日」の取組などの啓発活動を推進する。

さらに、海岸の整備については、地域を守るための必要最小限の整備とし、自然海岸を最大限に活用しつつ、海岸環境の保全・利用及び生態系等に配慮した「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」等に基づき、計画的・効果的な整備を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農地・農業用施設の保全	・ 老朽ため池の改修や農地防風林・土砂崩壊防止施設等、地すべり防止対策施設、海岸保全施設を整備・管理するとともに、「防風林の日」の取組などの啓発活動により、農地・農業用施設の保全を図る。

（２）森林の基盤整備

森林の多面的機能の高度発揮を図るため、その重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの利用形態や自然環境の保全を考慮した森林の整備・保全を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
林道等の整備	・ 林道等の開設、改良を行う。
森林の整備	・ 森林の造成等を通じて、森林の多面的な機能の高度発揮とともに山村地域の振興等を図る。

(3) 水産業の基盤整備

温暖でサンゴ礁の発達した海域特性を活用し、つくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進するため、魚礁の設置及び増養殖場等の整備を行う。

また、台風や季節風時の漁船等の安全係留を確保し、漁業者の就労環境等の改善を図るなど、漁業の生産性を高める漁港施設の整備を推進する。

漁港は、海洋性レクリエーション・海の体験学習・海の文化の継承の拠点、離島や辺地における交通・緊急時の物資の積み卸しの基地など、多目的な役割があり、これらに配慮した整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
漁港漁場の整備等	<ul style="list-style-type: none">・ 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等の整備、魚礁及び増養殖場等の造成を行う。・ 給油、給水、漁具保管施設等の整備を行う。
漁港関連道の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 漁港と主要道路、他の漁港又は漁場とを結ぶ道路の整備を行う。

6 多面的機能を生かした農山漁村の活性化

成果指標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
農業集落排水施設整備率	%	21	25	50
漁業集落排水施設整備率	%	26	30	48
まちと村の交流人口	万人	—	100	100

(1) 農山漁村の地域社会の維持・向上

ア 住みよい生活環境基盤の整備

農山漁村地域の住みよい生活環境を確立するために、集落排水施設や集落道、公園緑地、集落防災安全施設等の整備を促進する。

特に、集落排水施設については、都市並の整備水準の確保を目指すとともに、施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を促進する。

さらに、農業農村の持つ豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、地域住民の主体のもと、地域の特色を生かし、快適で潤いのある農村空間の形成を図るため、農村地域の振興を支援する。

また、漁港における景観の保持、美化や漁村における生活環境の改善を図り、快適にして潤いのある漁港・漁村の環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設、集落道、集落排水処理施設等の整備を行う。

併せて、漁村及び海岸環境を台風の高潮等による被害から守るとともに、親水性に配慮した護岸の設置や養浜の整備を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農村の生活環境の整備	・集落排水施設、集落道、集落防災安全施設等の整備を行う。
漁港漁村の環境整備	・集落排水施設、植栽、休憩所、集落道、運動施設、安全情報伝達施設等の整備を行う。
高潮対策（漁港）	・台風等による高潮対策を図る。
漁港海岸環境対策	・親水性護岸の整備や養浜による海岸環境の整備を行う。

イ 地域ぐるみの共同活動による農地・水・農村環境の保全の推進

農村地域の活性化を図るため、多様な主体が参画した地域ぐるみの共同活動を支援し、地域の連携強化を推進する。

また、本県の農業の持続的発展と農村地域の多面的機能を維持・発揮するため、県民へ農業・農村の資源である農地・水・環境の保全の重要性を啓発し、農村環境の保全の推進を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農地・水・環境保全向上対策	・農地・農業用施設等の維持管理や農村環境の保全を図る地域ぐるみの共同活動を推進する。

ウ 中山間・離島地域における多面的機能の強化

本県では、中山間・離島地域の耕作放棄を防止し、多面的機能の確保を目的として中山間地域等直接支払交付金制度を実施しており、一般基準である傾斜等農用地に加え、県知事が定める基準である「遠隔離島地にあることで農業生産条件の悪い農用地」に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付しているところである。

今後とも、中山間地域等直接支払事業の推進を図るとともに、遊休農地解消総合対策事業等により、耕作放棄地を解消し、中山間・離島地域等における多面的機能の強化を図ることとする。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
要件を満たす地域等の農業者等に対する直接支払	・耕作放棄地の発生防止等を取り決めた集落協定等を締結し、多面的機能増進活動等を行う。
遠隔離島農用地を対象とした集落協定等締結者に対する直接支払	・耕作放棄地の発生防止等を取り決めた集落協定等を締結し、多面的機能増進活動等を行う。

エ 漁村の多面的機能の維持・増大

水産物の安定供給、国境監視や海難救助、生態系の維持、交流の場の提供、地域社会の伝統的な文化の継承など、水産業・漁村の多面的機能の維持・増大を図るため、漁場の生産力向上に関する取組や、創意工夫による新たな取組を支援する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
漁業の再生支援	・種苗放流、海岸・海底清掃、産卵場の整備など、漁場の生産力向上のための取組や、観光漁業・体験漁業の導入、新たな加工品の開発など集落の創意工夫を活かした取組に対して支援を行う。

(2) グリーン・ツーリズム等の推進と全島緑化の推進

ア グリーン・ツーリズム等の推進

本県独自の特異かつ多様な亜熱帯農業や、里地里山の自然及び農山漁村文化伝統芸能等の地域資源を生かしつつ、地域活性化を図るために観光関連産業等との連携を図り、都市住民との交流による農林水産業・農山漁村への理解を促進し、農山漁村情報の発信・提供を進めるとともに、グリーン・ツーリズム活動組織を育成支援する。

林業については、亜熱帯の森林資源を活用した森林ツーリズムを推進するため、森林ツーリズム基本計画に基づき、地域の受け入れ態勢の整備を推進するとともに、森林環境教育や森林セラピーに精通した人材の育成・確保を図る。また、県民の森については、バリアフリー施設の拡充を図る。

水産については、漁業に対する良き理解者の増大と漁家経営の向上を目的に観光漁業の推進を支援する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
グリーン・ツーリズムの推進	・まちと村交流促進会や、グリーン・ツーリズム研究会等の組織活動支援、「沖縄、ふるさと百選」の認定等、交流情報の提供を行い、受入側のグリーン・ツーリズム推進方法と環境整備を推進する。
都市農村交流環境の整備	・農産物直売所や体験農園、農村公園等の整備を行う。
(林業)	
森林ツーリズムの推進	・森林環境教育や森林セラピーなど、森林ツーリズムの内容に精通した森林インストラクターやコーディネーターの育成を図る。 ・森林ツーリズム実施主体の育成と推進地域の認定を行う。 ・森林ツーリズムプロジェクト認定制度の創設を推進する。
森林セラピーの推進	・森林の癒し効果に関する調査研究及び観光、福祉と連携した森林セラピーの推進を図る。
県民の森の施設の拡充	・「県民の森」のバリアフリー施設の拡充を図る。
(水産業)	
ブルーツーリズムの推進	・地域資源の利活用促進や都市と漁村との交流を促進するため、体験漁業や研修会等を実施し、関連施設の整備を図る。
地域交流に対応した漁港・漁村の整備	・プレジャーボート等収容施設や体験学習に対応した漁港・漁村の整備を図る。

イ 亜熱帯性気候を生かした全島緑化の推進

県土緑化を効率的に推進するため、全島緑化推進県民会議を設置し、県民ぐるみの緑化運動、並びに沖縄県植樹祭等各種イベントの開催、緑の少年団の育成支援、森林公園の活用等の普及啓発を展開するとともに「おきなわの名木」の保護・保全対策、荒廃原野及び公共施設等の緑化を推進し、緑の美ら島の創生を図る。

また、県民の潤いと安らぎのある生活環境の維持・増進と観光リゾート地にふさわしい魅力ある県土の緑化を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
緑地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然や伝統的な景観等緑豊かな環境を整備し、森林の公益的機能の強化と県土緑化を推進する。
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全島緑化を推進するため、全島緑化推進県民会議を設置し、県民ぐるみの緑化運動を展開する。また、緑地の造成をはじめ県植樹祭等の各種イベントの開催、緑の少年団の育成支援、森林公園の活用等普及啓発を展開する。
おきなわの名木の保護 ・保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・おきなわの名木に認定された樹木の保護・保全対策を実施する。また、県民及び観光客等に対して、積極的に紹介し、緑に対する意識の高揚を図るとともに、各種ツーリズムに寄与する。

7 環境と調和した農林水産業の推進

成果指標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
赤土等流出防止対策施設	%	14	24	70
保全対象松林における 松くい虫被害量	m ³	—	3,218	1,224

(1) 特殊病害虫等の根絶と侵入防止等

ア 特殊病害虫等の根絶と侵入防止

ウリミバエ及びミカンコミバエについては、東南アジア等の発生地域からの侵入を防止するため、県全域において侵入警戒調査を実施するとともに、ウリミバエについては、侵入の危険性が最も高い八重山群島及び本島中南部地域に不妊虫放飼を継続的に実施する。併せて、ミカンコミバエについては、侵入の危険性が最も高い八重山地域に誘殺板の航空防除を実施するとともに、南北大東村を除く住宅地域に誘殺板の地上防除を継続的に実施する。

また、国、県、市町村及び農業団体等で構成する特殊病害虫対策本部及び支部会議を開催し、関係機関の密接な連携のもとに一体となった取組を推進する。

久米島においては、かんしょに被害を与えているアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシの根絶事業を実施する。特に、アリモドキゾウムシについては、早期に根絶を達成し、久米島での根絶防除の成果を踏まえ、当該害虫の発生地域において根絶防除対策を推進する。

さらに、ナスミバエについては、根絶防除を行い、カンキツグリーニング病や新たな侵入病害虫については、発生状況調査及びまん延防止、侵入防止対策等に努める。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
アリモドキゾウムシ・イモゾウムシの根絶防除	・トラップ調査・寄主植物調査を実施し、久米島における不妊虫放飼による根絶防除、沖縄全域における根絶防除に向けた基本計画の策定を図る。
ウリミバエの侵入警戒調査及び侵入警戒防除	・トラップ調査・寄主植物調査による侵入警戒調査を行う。 ・不妊虫放飼による侵入防止防除を推進する。
ミカンコミバエの侵入警戒調査及び侵入警戒防除	・トラップ調査・寄主植物調査による侵入警戒調査を行う。 ・誘殺板による侵入防止防除を推進する。
アフリカマイマイの被害軽減防除	・そ業類ほ場及び周辺における薬剤防除を推進する。
病害虫の侵入及び異常発生対策	・ナスミバエの根絶防除を行う。 ・カンキツグリーニング病等侵入病害虫等の発生状況調査及び防除対策を行う。

イ 環境に配慮した病虫害防除対策の推進

環境保全型農業の確立を図るため、農薬の使用を軽減し、天敵などを活用した病虫害防除への移行が求められている。

このため、キュウリなどの害虫であるミナミキイロアザミウマの天敵であるアリガタシマアザミウマや、果菜類の害虫であるマメハモグリバエの天敵ハモグリミドリヒメコバチ等の天敵製剤等を活用した防除技術の確立と実用化を推進する。

また、離島のさとうきびに重大な被害を及ぼすハリガネムシについては、性フェロモンを用いた交信攪乱法による防除を推進する。

病虫害防除の推進にあたっては、発生状況を的確に把握し、農作物の安定的な生産を確保するため、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法等の防除法を組み合わせた総合防除技術の導入定着を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
天敵を活用した防除技術の実用化	・実証ほの設置を行い、効果、安全性等のデータを集積し、実用化を図る。
病虫害の発生予察	・国が指定した（全国共通の問題となっている）有害動植物に関する発生予察を行う。 ・上記以外の（地域性を勘案した）病虫害発生予察を行う。
病虫害の総合防除技術の導入定着	・防除水準を勘案した難防除病虫害等の防除・管理体系の開発と導入定着を図る。

(2) 赤土等流出防止対策の推進

農地からの赤土等流出対策は、本県の気候や営農形態、細粒分の多い赤土等の特性から、地域において総合的な対策を推進することが重要である。

今後の対策は、これまでの緑肥作物によるほ場面の被覆やグリーンベルト設置、マルチング栽培、ほ場勾配の抑制、排水路・沈砂池の整備等とともに、営農者を支援するために地域・行政が一体となった取組が必要である。

このため、地域全体の総合的な対策推進計画である農地対策マスタープランの県内各地への展開とともに、農家、地域住民及び地域の行政で構成する地域協議会等を通じ、「赤土等流出総合対策支援プログラム」を活用し、これら対策に対する評価・支援を行うことで、持続的で効率的な赤土等流出防止対策を推進する。

赤土等流出防止の土木的対策を引き続き積極的に進めるとともに、沈砂池や水路等に堆積した土砂の除去等維持管理を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
赤土等流出防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・既存農地からの赤土等流出防止対策施設（沈砂池・勾配抑制等）の設置を行う。 ・赤土等流出防止対策施設の堆積土砂の除去を行う。 ・地域ぐるみの共同活動で実施するグリーンベルトの設置・管理や畑面植生等に対する支援を図る。
削減目標の設定と総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農地からの赤土流出防止対策技術の開発と実証を図る。 ・開発・実証された対策の展開、普及啓発、定着及び持続的な営農との両立を図る。 ・各海域に対応した農地からの流出削減目標の設定とその推進を図る。

(3) 有機資源等循環システムの推進

ア 土づくりと環境保全型農業の推進

土づくりについては、農地土壌のモニタリングを継続し、地力増進に必要な基礎調査を継続的に実施する。

また、自然循環機能の維持による地力の増進を図るため、緑肥鋤込み等による土づくり対策等を支援する。

さらに、土づくりとあわせて化学肥料及び化学合成農薬の低減に取り組むエコファーマーを育成するとともに、有機農業の支援体制の整備を進め、環境保全型農業を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
土壌機能増進のための基礎調査	・モニタリング等農地土壌の継続的調査を実施する。
高度肥料利用技術の確立推進	・被覆肥料等高度機能性肥料の利用実証及び普及推進を図る。
土づくりの条件整備	・緑肥鋤込み等による土づくり等の推進を図る。
持続的農業の普及促進	・化学農薬・化学肥料等化学合成資材の使用低減等、持続的農業の推進を図る。
生産性の高い土づくり技術の普及推進	・土壌診断に基づく土づくり、適正施肥を推進する。
環境保全型農業の面的拡大の推進	・地域ぐるみでの環境保全型農業への取組を支援し、面的拡大を図る。
有機農業の推進	・無農薬・無化学肥料条件下における農業生産技術の開発を図る。
地域資源を活用した土層改良技術の開発	・酸度矯正や重粘土土壌改良、有機質含量の増加を促進させ効果を持続させる技術の開発と実証を推進する。

イ 家畜排せつ物等のバイオマスの利活用による資源循環システムの推進

(7) 家畜排せつ物等リサイクルシステムの推進

バイオマスを活用した方策に沿って、環境と調和した資源循環型社会への構築に努める。家畜排せつ物等有機性資源の有効活用を促進するため、耕種部門との連携により、畜産、食品、林野、水産等も含めた広域連携型の資源循環システムの強化を図る。

このため、家畜排せつ物の適正処理・循環利用を促進する各種補助事業、リース事業、制度資金の効率的な活用を図る。

また、畜産農家の環境保全意識の向上と指導の徹底を図り、持続性のある畜産経営体を育成するとともに、食品残渣等を安全で高品質の家畜飼料として再生するエコフィードの利用を推進する。

さらに、さとうきびについては、砂糖を生産する際の副産物である糖蜜を活用したバイオエタノール燃料を含めさとうきびの総合利用を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜排せつ物処理の適正化対策及び処理施設整備対策	・畜産経営環境保全実態調査による環境対策必要箇所の調査及び家畜ふん尿処理施設の整備を行う。
簡易低コスト家畜排せつ物処理施設	・簡易で低コストかつ処理が確実に行われる処理施設の普及促進を図る。
エコフィードの生産供給体制の整備	・食品残渣等の飼料化に必要な条件の整備を図る。

(イ) 生産資材廃棄物の適正処理

農業用廃ビニール資材等の適正処理を推進するため、県協議会により市町村等関係機関に対し、農業用廃プラスチック適正処理対策協議会の早期設立を指導し、各地域において農業用廃プラスチックの回収、処理体制を確立する。また、排出量を抑制するために、生分解性マルチ等の啓蒙普及活動を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業用廃プラスチック適正処理推進	・市町村、農業協同組合等で構成される廃プラ適正処理協議会を設立し、回収、処理の方法、料金の設定等について検討することにより、適正な回収、処理体制を確立する。 ・生分解性マルチ資材の現地実証展示等による実用化検討を図る。

(4) 森林と漁場環境の保全

ア 森林の保全

台風や季節風等による潮風害及び山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃山地の復旧対策、水資源の確保に係る水土保全施設の整備、保安林の造成・防潮護岸の設置を行う。

また、地域森林計画に基づいて計画的に保安林の指定を推進するとともに、保安林の機能を高めるための改良・保育管理等を行う。

松くい虫等森林病害虫の生態特性に即し、効果的に防除を推進し、森林の保全を図るとともに、被害木を適正に処理し、資源としての利活用を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
治山施設の整備	・森林の維持造成を通じて、海岸及び山地に起因する災害から生命財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。
森林病害虫等の防除対策	・森林病害虫等を適期、かつ効果的に駆除することにより、まん延を防止し、森林の保全を図る。
松くい虫被害木の調査	・松くい虫被害木の調査を実施する。
松くい虫被害木の活用	・松くい虫被害木の処理を行うことにより、松くい虫被害のまん延防止及び被害木の活用を図る。

イ 漁場環境の保全

赤土等汚染及びオニヒトデの異常発生等によりサンゴ礁が減少し、漁場としての機能が損なわれつつある海域において、オニヒトデ除去等を行う。

また、サメ駆除の実施により漁業被害の抑制に努める。魚類養殖漁場環境モニタリング調査等を通して良好な漁場環境を確保するとともに、海浜美化を促進する。

ソデイカ、魚類等の水産物加工過程で排出する残渣利用を促進し、加工残渣利用技術の開発、食品等への再利用を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
有害動物駆除	・オニヒトデ等有害動物駆除を行う。
養殖場の保全	・養殖場環境モニタリング調査を行う。
海浜美化	・海浜美化の促進を図る。
加工残渣利用技術開発 化	・ソデイカ加工残渣食品化技術の民間移転を図る。

第4章 地域特性を生かした圏域別振興方向

1 北部圏域〈やんばるの豊かな自然と調和した多彩な農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

北部地域の平成18年における農業産出額は280億円で、県全体の30.9%を占め、品目別産出額については、豚、きく、肉用牛、さとうきび、鶏卵、ブロイラー、切り葉、ゴーヤー、パインアップル、マンゴー等の順になっている。それ以外にも、かんきつ類や熱帯果樹等多岐にわたる品目が生産されており、特にゴーヤーやシークワサー等については、茶、ジュース等の健康食品として商品開発及び販売を展開し、生産拡大への気運が高まっている。

農業の品目別拠点産地については、野菜において、今帰仁村のすいか、名護市のゴーヤー、宜野座村のばれいしょ、伊江村のとうがん、花きにおいて、伊江村、今帰仁村、本部町の輪ぎく、今帰仁村、恩納村の小ぎく、果樹においては、大宜味村、名護市のシークワサー、国頭村、名護市のタンカン、東村のパインアップル（生食用）、恩納村のパッションフルーツ、薬用作物において、名護市のウコンが認定されており、生産振興に取り組んでいる。

また、これまで国営かんがい排水事業伊是名地区、伊江地区をはじめとして、各種の農業生産基盤の整備が進められており、農業生産の拡大が期待される地域である。

また、多様な自然景観に恵まれ、近年、海浜景観等を利用した観光・リゾート地域としての整備も進展しており、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを通じた農林水産業の振興が必要な地域である。

林業は、森林組合を中心に地域材を生かした家具材、フローリング材などや特用林産物のえのきたけ、ぶなしめじ、しいたけ、木炭等の生産が行われている。

木材の拠点産地については、国頭村が認定されており、生産振興に取り組んでいる。

水産業は、ソデイカ、パヤオ漁業等を中心に、モズク、クルマエビ、スギ、マダイ等の海面養殖や海ぶどう、トコブシ等の陸上養殖が行われている。

養殖魚介類の拠点産地については、恩納村の海ぶどうが認定されており、生産振興に取り組んでいる。

項 目	数 量	県対比(%)	備 考
総農家数(H17)	5,446戸	22.7	2005農林業センサス
販売農家数	4,043戸	23.6	
主業農家数	1,771戸	28.6	
農業就業人口(H17)	6,912人	24.5	
耕地面積(H18)	7,380ha	18.8	耕地面積調査
田	302ha	34.6	
畑	7,080ha	18.4	
林野面積(H17)	52,967ha	47.3	2005農林業センサス
漁業経営体数(H17)	770経営体	22.4	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区 分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金 額	31	35	62	27	114	11	280
構成比	11.1	12.5	22.1	9.6	40.7	3.9	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金 額（百万円）	4,188
県対比（%）	19.9

資料：漁業生産額

(2) 振興方向

ア 農 業

本圏域における農業生産は、県内でも品目の多様化が進んでおり、農業用水の確保など生産基盤整備、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及などを図り、さとうきび、パイナップル、野菜、花き、葉たばこ、かんきつ類、熱帯果樹、茶の生産の振興や、肉用牛、豚、採卵鶏等畜産の振興により、地域農業を推進する。

特に、きく、ゴーヤー、マンゴー等重点的に推進する品目については、既存の拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

また、農産物の流通・販売・加工体制の強化を促進するとともに、シークワサーや黒糖等の付加価値向上を図り、地域特産品のブランド化を推進する。あわせて、農産加工施設の整備に向けての条件整備を推進する。

さらに、経営感覚に優れた担い手の育成と亜熱帯の自然条件を踏まえた農業技術の開

発を推進するため、研究機能及び担い手育成機能の強化を図る。

観光リゾート地域としての特性を生かし、都市と農村の交流拠点施設等の整備により、グリーン・ツーリズムを推進するとともに、観光施設への供給等、域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進を図るとともに、受け入れ地域との連携や体験・滞在型のまちと村の交流を促進し、地域の活性化を図る。

周辺離島の伊江村においては、輪ぎくやとうがんの拠点産地を核とした花き、野菜、葉たばこ等の生産振興を図るとともに、さとうきびや肉用牛との経営の複合化を促進する。

伊平屋村においては、水稲、さとうきびを中心として生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

伊是名村においては、さとうきび、水稲の生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

(7) さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により生産の増大に向け取り組む。

(4) 野菜

高品質かつ安全な野菜を計画的に供給することを基本に、さらに優良種苗の増殖・普及、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入を促進し、すいか、ゴーヤ一等の拠点産地の形成・育成に努める。また、JAの地区営農センター等を拠点とした流通の合理化、販売体制の強化を推進する。

(5) 花き

県内の主産地となっており、きくを中心に観葉植物、切り葉、洋ラン等が生産されており、消費者や市場のニーズに応じた品目・品種の出荷体制の整備を進め、流通・販売の経費低減等、農家経営の安定化に努める。

今後とも防風・防虫等ネット栽培施設、優良種苗の安定供給、流通・販売体制の整備等を推進するとともに、きく、観葉植物等の拠点産地の形成・育成を図り、周年出荷体制の確立に努める。

(1) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(オ) かんきつ類

本県における主産地を形成しており、早生温州の高品質化、タンカン、シークワサー等の品質の向上及び生産の拡大により、拠点産地の形成・育成やJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を図る。

また、中晩柑優良品種の導入・普及及び防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進により、早生温州、タンカン等中晩柑を組み合わせた出荷期間の拡大を図る。

(カ) 熱帯果樹

近年の優良品種の導入や栽培技術の向上等により、マンゴー、パッションフルーツ等の主要な産地となっており、品質及び単位収量の向上、耐候性ハウスの導入など防風対策の強化及び拠点産地の形成・育成を図るとともに、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(キ) パインアップル

本県の主産地になっており、缶詰加工業による雇用創出とともに観光産業へも大きく貢献している。優良種苗の導入等により、生産性及び品質の向上を推進するとともに、加工原料用果実と生食用果実のバランスのとれた生産拡大を図る。

(ク) 茶

本県における主産地となっており、生産性及び品質の向上を図り、特色ある産地を形成する。

(ケ) 畜産

肉用牛の優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上を図るとともに、自給飼料基盤の整備を推進し、生産の拡大に努める。

豚は、改良増殖及び産肉能力等生産性の向上に努めるとともに、飼養衛生管理を強化し損耗防止を推進する。また、在来のアグー等独自ブランドの育成・拡大により経営の安定を図る。

採卵鶏・ブロイラー、乳用牛については、飼養衛生管理技術の向上に努め、畜舎内外の衛生対策等に努め、家畜の改良増殖及び安定かつ計画的な生産体制の確立を図る。

なお、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

本圏域が林業生産活動の中核的な拠点であると同時に、重要な水源地域になっていること、また、貴重な動植物の生息・生育する地域であることから、森林の重視すべき機

能に応じて「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に3区分し、水源地域等においては水源かん養機能を重視した森林の整備及び保全を推進するとともに、その保全のために保安林の計画的な指定や適正な管理、治山施設の整備を行う。

一方、貴重な動植物が生息する森林においては、適切な保全を図りつつ、森林環境教育や保健・休養、森林ツーリズムの場として森林の整備を推進する。

木材生産を重視すべき区域においては、森林施業及びそれに伴う路網の整備を推進する。また、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、木材の安定的な生産体制の整備と森林組合等林業事業者の支援を図る。

さらに、森林・林業に精通したガイドの養成等を図り、森林ツーリズム及び森林セラピーを推進する。

林産物の流通・販売体制の強化を図るとともに、木材や特用林産物の高付加価値化を推進する。

本県の自然的特性を生かした森林・林業技術の開発を推進するため、研究機能の強化を図るとともに、林業後継者等担い手の育成機能の強化を推進する。

また、松くい虫による被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、効果的・効率的な防除を図る。

(7) 木材

木材については、森林組合等の組織強化や木材拠点産地を中心に県産材の安定供給及び木製品のPR等を通して需要拡大を図るとともに、新たな製品の利用開発や木材加工等の施設を整備する。

(4) 特用林産物

きのこ類の安全性のPRと、高品質・安定供給による地域の特産化に取り組み、販路の拡大を図るとともに、木炭等の需給体制の整備を推進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤整備や加工施設等の整備を推進する。

漁業者等に対して、各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発及び漁業後継者等の育成を図る。

水産物の流通・販売体制の強化を図るとともに加工品の開発や鮮度保持による高付加価値化を推進し、販路の確保・拡大に取り組む。

また、海域特性を生かした水産技術の開発・普及を推進する。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(7) 海面漁業

持続的な生産活動が維持されるよう、ハマフエフキやスジアラ等を対象とした資源管理型漁業を継続して推進するとともに、ハマフエフキ等の種苗を各地先に放流、保護することにより水産資源の維持・増大を図る。

(イ) 海面養殖業

モズクや海ぶどう、トコブシやスギ等魚介類の養殖を振興するため、漁家に対する技術指導、魚病防疫体制の整備を推進するとともに、流通・加工機能の強化を図る。

(重点振興品目)

【耕 種】 きく、さとうきび、葉たばこ、観葉植物、すいか、パインアップル、さやいんげん、ゴーヤー、ばれいしょ、かぼちゃ、とうがん、島らっきょう、マンゴー、かんきつ類、パッションフルーツ、パパイヤ、切り葉、ソリダゴ、洋ラン、水稲、茶、薬用作物

【畜 産】 豚、肉用牛、鶏、生乳

【林 業】 木材、木炭、きのこ類

【水産業】 モズク、海ぶどう、クルマエビ、スギ、トコブシ、ソデイカ、タカセガイ、ハマフエフキ、スジアラ、シロクラベラ

2 中部圏域〈都市化と調和した消費者ニーズに応える高付加価値型農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

中部圏域の平成18年における農業産出額は115億円で、県全体の12.7%を占め、品目別産出額については、きくを筆頭に、豚、肉用牛、さとうきび、乳用牛（生乳）、鶏卵、かんしょ、マンゴー、もやし、洋ラン（鉢物）等の順になっている。

それ以外にも、かんきつ類や熱帯果樹、ゴーヤー、にんじん等が生産されており、中でも、中晩柑の天草については、地域の特産品として販売活動を推進しており、生産拡大の気運が高まっている。

農業の品目別拠点産地については、小ぎく、にんじん、かんしょ、オクラ、グアバ、天草等8産地が認定されており、特にうるま市津堅のにんじんは平成19年度から関係団体等が集中的に生産・出荷の指導を行い、拠点産地のモデルとなるよう生産振興に取り組んでいる。

これまで、県営かんがい排水事業与勝地区をはじめとして、読谷村、うるま市等を中心に、かんがい施設やほ場整備・農道等各種の生産基盤の整備が実施されており、都市地域にも近い立地条件を生かした農林水産業の展開が期待できる地域である。

また、農漁村は美しい景観に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズムを通じた振興が期待される地域である。

森林は、戦後著しく荒廃したが、県民の緑化運動の展開と森林整備事業等の推進により、現在は回復傾向にある。しかしながら、十分に回復していない地域も多く存在していることから、県土保全上、重要な地域を中心に森林整備を図っている。

水産業は、主にパヤオ、ソデイカ、大型定置網漁業が行われており、また、モズクやヒトエグサ養殖が盛んで、県内の主産地となっている。

養殖魚介類の拠点産地については、北中城村のアーサ（ヒトエグサ）が認定されており、生産振興に取り組んでいる。

項 目	数 量	県対比(%)	備 考
総農家数(H17)	4,326戸	18.0	2005農林業センサス
販売農家数	1,888戸	11.0	
主業農家数	648戸	10.5	
農業就業人口(H17)	3,387人	12.0	
耕地面積(H18)	3,040ha	7.8	耕地面積調査
田	40ha	4.6	
畑	3,000ha	7.8	
林野面積(H17)	4,392ha	3.9	2005農林業センサス
漁業経営体数(H17)	748経営体	21.8	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区 分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金 額	12	4	36	13	46	4	115
構成比	10.4	3.5	31.3	11.3	40.0	3.5	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金 額（百万円）	4,287
県対比（%）	20.3

資料：漁業生産額

(2) 振興方向

ア 農 業

本圏域における農業は、都市近郊であることから、環境対策に配慮しながら、立地条件等地域の特性を生かした経営を推進する。今後、農業用水の確保など生産基盤の整備、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及などを図り、さとうきびの生産振興や、花き、果樹、野菜等を中心に県外出荷など市場のニーズに対応した収益性の高い産地の育成を図る。

特に、きく、にんじん、かんしょ等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

また、豚、肉用牛など畜産の振興を図るとともに、環境に配慮した耕種部門との連携、堆肥供給等資源循環システムの構築を進める。

(7) さとうきび

優良種苗の増殖普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。

また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人や農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の生産を図ることを基本に、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設等を重点的に整備し、生産性の向上と高品質化を図り、さやいんげん、ゴーヤー、オクラの県外出荷品目とにんじん等の県内出荷品目の産地育成やJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(ウ) 花き

きくを中心に防風・防虫等ネット栽培施設等を重点的に整備し、生産性の向上と高品質化を図り、きく、洋ラン等の拠点産地の形成・育成や流通・販売体制の強化を推進する。

(エ) かんきつ類

中晩柑優良品種の普及および防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進により、早生温州、タンカン等中晩柑を組み合わせた出荷期間の拡大を図る。また、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(オ) 熱帯果樹

栽培技術の向上、耐候性ハウスの導入など防風対策の推進、産地の集団化により、マンゴー、バナナ等の生産の拡大に努め、拠点産地の形成・育成やJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(カ) かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、読谷村の拠点産地の体制強化及び育成やJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(キ) 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏など生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼育衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適正な管理、治山施設の整備及びきのこ類、緑化木、木製品の生産を推進する。

また、松くい虫による被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、引き続き効果的・効率的な防除を図る。

(7) 林産物

地域の特産化を図るため、ひらたけ等のきのこ類、緑化木及び県産材を活用した木製品の生産を推進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場や増養殖場等の生産基盤整備を推進し、モズク、ヒトエグサ等の海面養殖業の振興を図る。また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(7) 海面漁業

パヤオ漁業の振興を図るとともに、タイワンガザミの抱卵ガニの採捕禁止や体長制限等の取組を支援し、磯根資源の維持・増大に努める。

(4) 海面養殖業

モズク、ヒトエグサ養殖業の振興を図るため、生産・流通が円滑に行われるよう、漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、流通・加工施設等の整備を行う。

(重点振興品目)

【耕 種】きく、さとうきび、にんじん、さやいんげん、ゴーヤー、オクラ、観葉植物、
かんしょ、マンゴー、かんきつ類、バナナ、洋ラン

【畜 産】豚、生乳、肉用牛、鶏

【林 業】木材（木製品）、きのこ類

【水産業】モズク、ヒトエグサ、マグロ類、タイワンガザミ

3 南部圏域〈環境にやさしい産地づくりと島々の活性化を図る農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

南部圏域の平成18年における農業産出額は250億円で、県全体の27.6%を占め、品目別産出額については、さとうきびを筆頭に、豚、乳用牛（生乳）、きく、鶏卵、肉用牛、ゴーヤー、マンゴー、さやいんげん、ピーマンの順になっている。

それ以外にも、熱帯果樹、薬用作物、都市近郊地域でチンゲンサイ等の葉菜、南北大東島ではばれいしょ等多岐にわたる品目がある。

農業の品目別拠点産地については、野菜において、南城市知念のさやいんげん、ゴーヤー、糸満市のゴーヤー、レタス、南風原町のかぼちゃ、花きにおいて、糸満市の小ぎく、果樹において、豊見城市のマンゴー、パパイヤ、糸満市のパッションフルーツ、薬用作物において、南城市佐敷の薬用作物、八重瀬町具志頭のかんしょ等が認定され、生産振興に取り組んでいる。畜産において、糸満市、八重瀬町東風平の豚、南城市玉城の生乳、糸満市の肉用牛が盛んである。

これまで、県営かんがい排水事業カンジン地区や国営かんがい排水事業沖縄本島南部地区をはじめとして、かんがい施設やほ場・農道等各種の生産基盤の整備が実施されており、都市地域にも近い立地条件を生かした農業生産の展開が期待できる地域である。

また、離島をはじめ農漁村地域は、豊かな自然景観に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、ブルーツーリズムを通じた農林水産業の振興が期待される地域である。

森林は、戦後著しく荒廃したが、県民の緑化運動の展開と森林整備事業等の推進により、現在は回復傾向にある。しかしながら、荒廃原野も多く存在していることから、早期の解消と質の高い森林づくりに取り組んでいる。また、離島地域においては、防風・防潮機能の強化を図るため森林整備等を推進している。

水産業は、近海マグロ延縄漁業やパヤオ、ソデイカ漁業が盛んであり、県内の主産地となっているほか、東側海域及び離島を中心にモズク、クルマエビ養殖が行われている。

項 目	数 量	県対比(%)	備 考
総農家数(H17)	7,213戸	30.0	2005農林業センサス
販売農家数	4,660戸	27.2	
主業農家数	1,808戸	29.2	
農業就業人口(H17)	7,761人	27.5	
耕地面積(H18)	8,840ha	22.6	耕地面積調査
田	14ha	1.6	
畑	8,820ha	23.0	
林野面積(H17)	9,182ha	8.2	2005農林業センサス
漁業経営体数(H17)	1,008経営体	29.4	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区 分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金 額	55	9	29	46	107	4	250
構成比	22.0	3.6	11.6	18.4	42.8	1.6	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金 額（百万円）	9,012
県対比（%）	42.8

資料：漁業生産額

(2) 振興方向

ア 農 業

本圏域における農業は、野菜、熱帯果樹等消費者ニーズに即応した収益性の高い作物の生産振興に取り組んできており、豚、さとうきびを筆頭に、乳用牛（生乳）、きく、肉用牛、採卵鶏、洋ラン（鉢）、ゴーヤー、さやいんげん、葉たばこ等が盛んである。これらの品目を柱としながら、拠点産地を中心とした産地の拡大を進める。

特に、きく、さやいんげん、ゴーヤー、マンゴー、パパイヤ、ウコン等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化・育成により、生産拡大とブランド化を推進する。

また、さとうきび、豚、肉用牛、乳用牛などの安定的な振興を図っていく品目については、畜産と耕種部門との有機的結合に努め、環境に配慮した資源循環型システムの導入や地域農業の複合化を推進する。

地域特性を生かした農業振興を図るため、地下ダム貯留水や再生水の利用等、多様

な農業用水の確保とかんがい施設などの生産基盤の整備を推進する。また、天敵を利用した減農薬栽培等の拡大を通じ、環境に配慮した生産・供給体制を図る。

また、地域の特色ある歴史的・自然的な農村景観等の保全整備による都市と農村の交流を図るとともに、離島を中心に体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の久米島町においては、さとうきびを中心に葉たばこ、きく、ゴーヤー、かんしょ、肉用牛等の生産振興を図る。

南大東村及び北大東村については、さとうきびを中心に、ばれいしょ、肉用牛等の振興を図る。

粟国村においては、さとうきびを中心に、肉用牛等の振興を図るとともに、有機農業を推進する。

渡嘉敷村においては、水稻等の振興を図る。

渡名喜村及び座間味村においては、もちきび、ばれいしょ、島にんじん等の振興を図る。

(7) さとうきび

優良種苗の増殖普及、土づくり等により、生産性及び品質の向上を図る。また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、遊休化した農地を利用した担い手の経営規模の拡大、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(4) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設を整備し、さやいんげん、ゴーヤー、かぼちゃ等の生産拡大や既存産地の強化を図り、拠点産地の形成・育成に努めるとともにJAの地区営農センター等を拠点とした流通の合理化、販売体制の強化を図る。

また、県産野菜の自給率を高めるため、夏秋期における生産拡大を図るとともに天敵を利用した減農薬栽培等による高付加価値化及び契約栽培の導入等を推進する。

(5) 花き

きくを中心に防風・防虫等ネット栽培施設等を重点的に整備し、きく、洋ラン等の拠点産地の形成・育成に努めるとともに、熱帯花き等の導入により品目の多様化、出荷の周年化や流通・販売体制の強化を推進する。

(エ) 熱帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の向上、耐候性ハウスの導入など防風対策の推進、産地の集団化により、マンゴー、パッションフルーツ等の生産の拡大により、拠点産地の形成・育成に努めるとともにJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(オ) 薬用作物

ウコン、クミスクチン等の栽培技術の向上を図り、拠点産地の形成・育成に努める。

(カ) 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏など生産体制の整備及び家畜市場の移転整備を推進するとともに、改良増殖及び飼養衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

特に、離島については、自給飼料基盤に立脚した肉用牛経営を推進する。

イ 森林・林業

本圏域の森林は、県土の保全・形成上重要であることから多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適正な管理、防風・防潮林の造成及び治山施設の整備並びに災害に強い森林づくりを推進する。

また、消費・流通の拠点地域であることから、林産物をPRし、きのこ類、県産材を活用した木製品等の生産を促進する。

さらに、松くい虫被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、引き続き効果的・効率的な防除を図る。

(7) 林産物

地域の特産化を図るため、くろあわびたけ・きくらげ等のきのこ類、竹炭、及び学童机などの木製品の生産を促進するほか、木質バイオマスの利活用を促進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場、増養殖場の生産基盤整備を推進する。また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、離島を中心に体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(7) 海面漁業

漁船漁業の振興を図るための漁場開発や技術指導を行うとともに、ハマフエフキ等の種苗を各地先に放流、保護することにより磯根資源の維持・増大に努める。

(イ) 海面養殖業

モズク、クルマエビ等の養殖業の生産・流通が円滑に行われるよう、生産漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、水産物流通拠点である糸満市等において流通・加工施設等の整備を図る。

(重点振興品目)

- | |
|---|
| <p>【耕 種】 さとうきび、きく、さやいんげん、ゴーヤー、レタス、さといも、かぼちゃ、オクラ、トマト、ピーマン、にんじん、マンゴー、パッションフルーツ、パイヤ、ソリダゴ、洋ラン、熱帯性花き</p> <p>【畜 産】 豚、生乳、鶏、肉用牛</p> <p>【林 業】 木材（木製品）、木炭、きのこ類</p> <p>【水産業】 モズク、クルマエビ、マグロ類、ソデイカ、マチ類、ハマフエフキ、シャコガイ類</p> |
|---|

4 宮古圏域〈島の特性を生かした土地利用型作物及び園芸作物の生産拡大で島おこしを図る農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

宮古圏域の平成18年における農業産出額は139億円で、県全体の15.3%を占め、品目別産出額については、さとうきびを筆頭に、肉用牛、葉たばこ、マンゴー、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん、乳用牛（生乳）、鶏卵、ばれいしょ等の順になっている。他に、たまねぎ、さやいんげん、オクラ、メロン等の栽培に取り組んでいる。

農業の品目別拠点産地については、宮古島市のとうがん、ゴーヤー、かぼちゃが認定され、生産振興に取り組んでいる。また、近年、マンゴー及びドラゴンフルーツ、パッションフルーツ等の熱帯果樹が伸びてきており、宮古産ブランドとして産地化を進めている。

このため、国営かんがい排水事業宮古地区をはじめとして、かんがい施設やほ場・農道等各種の生産基盤整備が実施されており、今後、さとうきびや肉用牛を中心に露地・施設園芸作物等の拡大及び充実が期待されている。

また、本圏域は美しい海浜景観に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、ブルーツーリズムを通じた農林水産業の振興が期待される地域である。

森林は、海岸線や段丘崖等に偏在しており、季節風等による潮風害防止のための森林の整備が図られている。

水産業は、地域特性を生かしたパヤオ、沿岸カツオ、追込網漁業及びモズク養殖など多種多様な漁業が行われている。

項 目	数 量	県対比(%)	備 考
総農家数(H17)	5,159戸	21.5	2005農林業センサス
販売農家数	4,821戸	28.1	
主業農家数	1,290戸	20.9	
農業就業人口(H17)	7,554人	26.8	
耕地面積(H18)	11,800ha	30.1	耕地面積調査
田	— ha	—	
畑	11,800ha	30.7	
林野面積(H17)	3,795ha	3.4	2005農林業センサス
漁業経営体数(H17)	421経営体	12.3	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金額	15	5	0	79	38	2	139
構成比	10.8	3.6	0	56.8	27.3	1.4	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金額（百万円）	1,263
県対比（%）	6.0

資料：漁業生産額

（2）振興方向

ア 農業

本圏域における農業は、地下ダム等生産基盤整備の進展、東京直行便等の航空輸送整備が進んでいることから、さとうきび、肉用牛、葉たばこの生産振興と併せて、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ等の野菜、マンゴー等熱帯果樹の振興を図る必要がある。

特に、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ、マンゴー等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化や新規の認定による産地の形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

このため、地下ダムによる水源開発を行うとともに、地下ダム貯留水の水質保全に配慮するとともに、かんがい施設など生産基盤の整備を推進する。

また、近年、観光・リゾート地域としての整備が進展していることから、これら観光施設と連携した農業生産の振興に努めるとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の伊良部島及び多良間村においては、さとうきび、葉たばこ、野菜等の生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。また、多良間村においては、山羊を活性化品目として位置づけ推進する。

（ア） さとうきび

優良種苗の増殖・普及、葉たばこ、かぼちゃとの輪作体系の確立等により生産性及び品質の向上を図る。また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設を整備し、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ、さやいんげん、オクラ等の拠点産地の形成を充実・強化し、生産性及び品質の向上を図る。

また、地産地消を推進するため、たまねぎ等県内出荷が可能な品目についても生産振興を図るとともに、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(ウ) 熱帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の向上、耐候性ハウスの導入など防風対策を進めるとともに、マンゴー、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ等の生産を拡大し、拠点産地の形成や育成に努める。

また、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(エ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(オ) 薬用作物

アロエベラやウコン等の生産技術の向上を図り、産地形成を図る。

(カ) 畜産

肉用牛については、自給飼料の確保や優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上に努め、生産の振興を図るとともに耕種部門との連携による複合経営を推進する。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適正な管理、防風・防潮林の造成及び治山施設の整備並びに森林整備事業を推進する。

また、当該地域では台風被害による森林の機能回復を図るため地域住民を主体とした植栽・保育活動を行っており、今後とも官民一体となった森林づくりを推進する。

(ア) 特用林産物

きのこ等の安定供給による地域特産化に取り組み、販路の拡大を図る。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤整備を推進する。

また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して、各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業者後継者の育成を行う。

また、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(7) 海面漁業

漁船漁業の振興を図るための技術指導を行うとともに、タカセガイ等の放流による資源添加を推進する。

また、栽培漁業の振興、地域への浸透を図るため、宮古島市海業センター及び関係機関に技術協力、支援等を行う。

(4) 海面養殖業

養殖の振興を図るため、生産・流通が円滑に行われるよう、生産漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、地域で生産される海藻類や魚介類の流通・加工施設等の整備を行う。

(重点振興品目)

【耕 種】 さとうきび、葉たばこ、マンゴー、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ、パパイヤ、さやいんげん、オクラ、メロン、たまねぎ、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、アロエベラ、ウコン

【畜 産】 肉用牛

【林 業】 きのこと類

【水産業】 モズク、海ぶどう、ヒトエグサ、キリンサイ類、マグロ類、タカセガイ、シャコガイ類

5 八重山圏域〈日本最南端の優れた自然を生かした農林水産業の振興〉

(1) 農林水産業の特徴

八重山圏域の平成18年における農業産出額は121億円で、県全体の13.4%を占め、品目別産出額については、肉用牛を筆頭に、さとうきび、パイナップル、水稻、葉たばこ、鶏卵、マンゴー、乳用牛（生乳）、豚、かんしょ等の順になっている。また、観光客等の消費ニーズの拡大によって、パパイヤ、パッションフルーツ等の熱帯果実の生産について、多岐にわたる品目が、着実に進展している。

農業の品目別拠点産地については、オクラ、ボタンボウフウ、パイナップル（生食用）、ヘリコニア、ジンジャーの5産地が認定されており、生産振興に取り組んでいる。

また、おきなわブランドの戦略品目である肉用牛において、子牛生産の他に石垣牛等の肥育牛の生産も展開されており、生産の拡大及びブランド化に向けた取組が進められている。

特に石垣島においては、農業用ダムをはじめとした、かんがい施設やほ場・農道等各種の生産基盤の整備が実施されており、肉用牛やさとうきびを中心に、安定的に確保された農業用水を活用した、マンゴー、パパイヤ等の熱帯果樹、熱帯性花き、野菜等特色ある農業生産が展開されている。

森林は、自然環境及び県土の保全等の機能強化を図りつつ、木材生産や水源のかん養を図るため森林の整備が行われている。

水産業は、恵まれた海域条件を生かした一本釣り、潜水器、沿岸まぐろ延縄漁業等が行われており、また、クルマエビやモズク等養殖も生産を伸ばしてきている。

また、本圏域は自然に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを通じた農林水産業の振興が期待される地域である。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数(H17)	1,870戸	7.8	2005農林業センサス
販売農家数	1,741戸	10.1	
主業農家数	667戸	10.8	
農業就業人口(H17)	2,610人	9.2	
耕地面積(H18)	8,130ha	20.7	耕地面積調査
田	518ha	59.3	
畑	7,610ha	19.8	
林野面積(H17)	41,628ha	37.2	2005農林業センサス
漁業経営体数(H17)	484経営体	14.1	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金額	5	8	1	23	77	7	121
構成比	4.1	6.6	0.8	19.0	63.6	5.8	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金額（百万円）	2,327
県対比（%）	11.0

資料：漁業生産額

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域の農業は、亜熱帯気候特有の自然条件を生かし、地形、土壌、気温等に適応した多種多様な品目が生産されている。その中でも肉用牛を筆頭に、さとうきび、葉たばこ、水稻、パインアップル、豚、マンゴー、花きなどが盛んである。それ以外の野菜、熱帯果樹、薬用作物、畜産等についても多様な品目で展開しており、おきなわブランド育成を図り、農家経営の安定に資するためには品目の選択と集中による拠点産地を形成し生産振興を推進する。

また、周辺離島及び農業用水源の未整備地区における農業用水の確保など生産基盤の整備を図るとともに、さとうきび、パインアップル、水稻などの生産性及び品質の向上に努めるとともに、肉用牛、野菜、花き、果樹等のおきなわブランド化を推進する。

また、観光リゾート地域としての特性を生かし、これら観光施設への供給等域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進を図るとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の竹富町の西表島においては、さとうきび、パインアップル、熱帯果樹、野菜、水稻等を中心に生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

波照間島については、さとうきびを中心に肉用牛、モチキビ等、小浜島については、さとうきびを中心に肉用牛等、黒島については、家畜セリ市場の需要に見合う肉用牛の振興を図る。

与那国町については、さとうきび、水稻、肉用牛、ボタンボウフウの生産を振興し、経営の複合化を促進する。

(7) さとうきび

生産性及び品質を向上させるために、優良品種の増殖普及や適期栽培管理、春植・株出体系の推進、有機物の施用や緑肥作物の栽培、防風・防潮林の普及啓発等を図る

とともに、肉用牛との複合化や葉たばこ・野菜等との輪作体系を推進していく。

また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設等防風施設の整備により、オクラ、かぼちゃ、ゴーヤー、さやいんげん等の安定生産に努めるとともに、土づくり、防風対策、販売対策の強化により生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成を推進する。

また、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を図る。

(ウ) 熱帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の改善、耐候性ハウスの導入など防風対策の強化等を図り、観光産業へも大きく貢献しているマンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ等の安定生産及び品質向上を目指し、拠点産地の形成・育成に努める。

(エ) 花き

防風・防虫等ネット栽培施設の導入や防風林の整備を推進し、ジンジャー、ヘリコニアを中心とした熱帯性花きの生産拡大を図り、拠点産地としての周年安定出荷体制の確立、ブランド化の推進に努めるとともに流通・販売対策の強化を推進する。

(オ) パインアップル

観光産業へも大きく貢献しており、生食用品種の導入及び開花処理技術の向上による出荷期間の拡大により、生産性及び品質の向上を図るとともに、生食用果実の生産拡大に努める。

(カ) 水稻

栽培技術及び病害虫防除技術の向上等により安定的な生産を図るとともに、減農薬、減化学肥料栽培など消費者ニーズに対応し、環境に配慮した米づくりを推進する。

(キ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(ク) 畜産

肉用牛については、ブランド化の推進、自給飼料基盤の整備、優良種畜の導入・育成、放牧地高度利用の推進及び飼養衛生管理技術の改善等により、供給基地としての産地形成を推進する。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進し、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため、堆肥センターの活用を推進するとともに、地力の維持増進を図り、飼料自給率の向上に努める。

イ 森林・林業

水源地域においては、水源のかん養を図るための森林の整備及び保全を推進するとともに、その保全のために保安林の計画的な指定や適正な管理、治山施設の整備を行う。

貴重な動植物が生息・生育する森林については、適正な保全を図りつつ、森林環境教育や保健・休養及び森林ツーリズムの場として森林の整備を推進する。

さらに、森林・林業に精通したガイドの養成等を図り、森林ツーリズムを推進する。

また、木材の生産を重視すべき区域においては、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、森林組合等林業事業体の支援を行う。

(7) 林産物

リュウキュウマツ等の計画的な生産体制を確立するため、生産基盤の整備を推進する。また、木炭等の生産拡大に努める。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤を整備し、生産体制を強化する。

また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(7) 海面漁業

持続的な生産活動が維持されるよう、(独)水産総合研究センターと連携してシロクラベラ等の放流による資源添加を推進するとともに、マチ類や潜水器等で漁獲される魚種の資源管理を推進する。

(イ) 海面養殖業

登野城魚類養殖場を拠点とするハタ類等魚類養殖やシャコガイ類、クルマエビ、モズク等の生産拡大を図るため、漁家に対する技術指導や魚病防疫体制を整備するとともに、流通の機能強化を図る。

(重点振興品目)

【耕 種】 さとうきび、水稲、パインアップル、マンゴー、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、かぼちゃ、パパイア、パッションフルーツ、バナナ、熱帯性花き

【畜 産】 肉用牛

【林 業】 木材、木炭

【水産業】 ヤイトハタ、シャコガイ類、タカセガイ、モズク、マチ類、ソデイカ、マグロ類、クルマエビ、フェフキダイ類

参考資料

- 拠点産地協議会及び産地認定総括表
- 市町村農業経営基盤強化基本構想一覧表
- 地域担い手育成総合支援協議会設立状況

拠点産地協議会及び産地認定総括表

平成20年3月28日

作物	戦略品目	産地協議会設置数	産地認定数	認定市町村	認定年月日	認定番号	備考	
野菜	さやいんげん	8	2	南城市(知念)	平成12年6月28日	野菜拠点産地-2	※ とうがんの拠点産地(宮古島市下地地区)は、新たな宮古島の拠点産地に包含された。	
				南城市(大里)	平成16年10月26日	野菜拠点産地-11		
	ゴーヤー		10	5	名護市	平成14年5月2日		野菜拠点産地-8
					糸満市	平成14年5月2日		野菜拠点産地-6
					南城市(知念)	平成14年5月2日		野菜拠点産地-7
					久米島町	平成16年10月26日		野菜拠点産地-13
					宮古島市	平成19年2月8日		野菜拠点産地-19
	レタス	2	1	糸満市	平成12年6月28日	野菜拠点産地-1		
	ばれいしょ	3	1	宜野座村	平成12年6月28日	野菜拠点産地-4		
	さといも	2						
	オクラ		2	2	うるま市	平成17年11月18日		野菜拠点産地-14
					石垣市	平成18年10月17日		野菜拠点産地-17
	かぼちゃ		5	3	南風原町(津嘉山)	平成12年6月28日		野菜拠点産地-3
					南風原町	平成16年10月26日		野菜拠点産地-12
					宮古島市	平成19年2月8日		野菜拠点産地-20
	とうがん	2	2	伊江村	平成15年9月24日	野菜拠点産地-9		
			宮古島市	平成19年2月8日	野菜拠点産地-10、21			
すいか	1	1	今帰仁村	平成12年6月28日	野菜拠点産地-5			
にんじん		2	2	糸満市	平成18年1月24日	野菜拠点産地-15		
				うるま市	平成18年1月24日	野菜拠点産地-16		
ピーマン	1	1	八重瀬町(具志頭)	平成18年12月6日	野菜拠点産地-18			
島らっきょう	1	1	伊江村	平成19年12月26日	野菜拠点産地-22			
	計	39	21					
花き	輪ぎく	8	3	伊江村	平成12年6月28日	花き拠点産地-1		
				今帰仁村	平成15年9月24日	花き拠点産地-3		
				本部町	平成18年12月26日	花き拠点産地-11		
	小ぎく		16	8	読谷村	平成14年5月2日	花き拠点産地-2	
					今帰仁村	平成15年9月24日	花き拠点産地-4	
					恩納村	平成15年9月24日	花き拠点産地-5	
					糸満市	平成15年9月24日	花き拠点産地-6	
					沖繩市	平成17年6月22日	花き拠点産地-7	
					うるま市	平成18年1月24日	花き拠点産地-9	
					八重瀬町	平成18年3月30日	花き拠点産地-10	
					名護市	平成19年12月26日	花き拠点産地-14	
洋ラン	4							
ストレリチア	1	1	南風原町	平成17年6月22日	花き拠点産地-8			
熱帯性花き	1	1	石垣市	平成19年6月21日	花き拠点産地-12			
	ヘリコニア シンジヤー類	1	1	石垣市	平成19年6月21日	花き拠点産地-13		
ドラセナ類(切り葉)	1	1	恩納村	平成20年2月15日	花き拠点産地-15			
	計	32	15					
果樹	マンゴー	5	2	豊見城市	平成12年6月28日	果樹拠点産地-1		
				沖繩市	平成20年2月15日	果樹拠点産地-13		
	パパイヤ	2	1	豊見城市	平成12年6月28日	果樹拠点産地-2		
	中晩柑類	天草	1	1	うるま市	平成18年12月5日	果樹拠点産地-8	
		タンカン	3	3	名護市	平成19年1月31日	果樹拠点産地-9	
				国頭村	平成19年1月31日	果樹拠点産地-10		
				本部町	平成20年3月27日	果樹拠点産地-16		
	パッションフルーツ	2	2	糸満市	平成15年9月24日	果樹拠点産地-3		
				恩納村	平成17年6月22日	果樹拠点産地-4		
	シークワーサー	2	2	大宜味村	平成17年10月6日	果樹拠点産地-5		
			名護市	平成17年10月6日	果樹拠点産地-6			
パインアップル(生食用)		3	3	東村	平成18年9月8日	果樹拠点産地-7		
				石垣市	平成19年8月10日	果樹拠点産地-11		
				竹富町	平成20年3月27日	果樹拠点産地-14		
びわ	1	1	沖繩市	平成20年2月15日	果樹拠点産地-12			
アセローラ	1	1	本部町	平成20年3月27日	果樹拠点産地-15			
	計	20	16					
園芸 計		91	52					
かんしょ	紅いも	4	3	読谷村	平成16年3月25日	甘しょ拠点産地-1		
				今帰仁村	平成16年3月25日	甘しょ拠点産地-2		
				八重瀬町(具志頭)	平成17年3月24日	甘しょ拠点産地-3		
薬用作物	ウコン、クミスクチン等	4	4	南城市(佐敷)	平成16年3月25日	薬用拠点産地-1		
	ウコン			名護市	平成16年3月25日	薬用拠点産地-2		
	グアバ			うるま市(具志川)	平成17年3月24日	薬用拠点産地-3		
	ボタンボウフウ			与那国町	平成18年3月30日	薬用拠点産地-4		
木材		1	1	国頭村	平成19年3月28日	木材拠点産地-1		
養殖魚介類	海ぶどう	1	1	恩納村	平成18年3月30日	養殖魚介拠点産地-1		
	アーサ	1	1	北中城村	平成19年3月29日	養殖魚介拠点産地-2		
	モズク	1	1	伊平屋村	平成20年3月28日	養殖魚介拠点産地-3		
	クルマエビ	1	1	久米島町	平成20年3月28日	養殖魚介拠点産地-4		
合計		104	64					

市町村農業経営基盤強化基本構想一覧表

平成20年3月19日時点

	市町村名	公告	年間農業 所得(万円)	年間労働 時 間	面 積 シェア%	遊休農地等設定 予 定	特定法人貸付事業実施 区域設定予定	農地保有合理化 法人
1	国 頭 村	H19. 3. 19	340	2. 000	45	有	設定あり	農協
2	大 宜 味 村	H19. 3. 26	340	2. 000	40	有	無	農協
3	東 村	H19. 8. 22	340	2. 000	60	有	設定あり	農協
4	今 帰 仁 村	H19. 2. 15	340	2. 000	40	有	無	農協
5	本 部 町	H19. 1. 30	340	2. 000	30	有	無	農協
6	名 護 市	H19. 2. 27	340	2. 000	30	有	無	農協
7	恩 納 村	H19. 1. 26	340	2. 000	40	有	無	農協
8	宜 野 座 村	H18. 12. 4	350	2. 000	40	有	無	宜野座村
9	金 武 町	H19. 3. 27	350	2. 000	40	有	設定あり	農協
10	伊 江 村	H19. 6. 4	320	2. 000	45	設定なし	無	農協
11	伊 平 屋 村	H18. 12. 14	320	2. 000	50	有	無	農協
12	伊 是 名 村	H19. 3. 14	320	2. 000	35	設定なし	無	農協
13	う る ま 市	H18. 10. 27	350	2. 000	35	有	無	農協
14	沖 縄 市	H18. 12. 1	350	2. 000	30	有	無	農協
15	読 谷 村	H18. 7. 19	350	2. 000	40	有	無	読谷村
16	北 中 城 村	H19. 3. 30	360	2. 000	35	有	無	農協
17	中 城 村	H18. 11. 24	350	2. 000	35	有	無	農協
18	西 原 町	H18. 12. 25	350	2. 000	40	有	無	農協
19	豊 見 城 市	H19. 6. 27	360	2. 000	40	有	無	農協
20	糸 満 市	H19. 1. 30	360	2. 000	35	有	無	農協
21	八 重 瀬 町	H19. 2. 1	350	2. 000	40	有	無	農協
22	南 城 市	H18. 11. 22	350	2. 000	30	有	無	農協
23	与 那 原 町	H19. 7. 27	360	2. 000	30	有	設定あり	農協
24	南 風 原 町	H18. 11. 17	360	2. 000	40	有	無	農協
25	久 米 島 町	H19. 5. 21	310	2. 000	50	有	無	農協
26	渡 嘉 敷 村	H19. 3. 20	310	2. 000	30	有	無	農協
27	座 間 味 村	H20. 3. 19	310	2. 000	30	有	無	—
28	粟 国 村	H19. 2. 16	310	2. 000	30	有	無	農協
29	渡 名 喜 村	H19. 3. 28	310	2. 000	30	設定なし	無	農協
30	南 大 東 村	H19. 3. 26	310	2. 000	55	設定なし	無	農協
31	北 大 東 村	H19. 3. 29	310	2. 000	85	設定なし	無	農協
32	宮 古 島 市	H18. 10. 17	350	2. 000	30	設定なし	無	農協
33	多 良 間 村	H19. 1. 10	310	2. 000	45	設定なし	無	農協
34	石 垣 市	H19. 3. 30	350	2. 000	45	有	無	農協
35	竹 富 町	H19. 5. 30	350	2. 000	75	有	無	農協
36	与 那 国 町	H19. 3. 30	330	2. 000	55	有	無	農協
	合 計	36						

地域担い手育成総合支援協議会設立状況

平成19年3月現在

	市町村名	地域担い手育成総合支援協議会名称	設立総会 年月日	申請 年月日	承認 年月日
1	国頭村	国頭村担い手育成総合支援協議会	H17.12.20	H17.12.26	H17.12.27
2	大宜味村	大宜味村担い手育成総合支援協議会	H18.1.27	H18.1.27	H18.1.30
3	東村	東村担い手育成総合支援協議会	H18.1.18	H18.1.27	H18.2.2
4	今帰仁村	今帰仁村担い手育成総合支援協議会	H17.12.14	H17.12.28	H18.1.10
5	本部町	本部町担い手育成総合支援協議会	H18.1.26	H18.1.30	H18.2.2
6	名護市	名護市担い手育成総合支援協議会	H18.1.30	H18.1.31	H18.2.1
7	恩納村	恩納村担い手育成総合支援協議会	H17.9.9	H17.9.20	H17.9.30
8	宜野座村	宜野座村担い手育成総合支援協議会	H17.9.12	H17.9.13	H17.9.13
9	金武町	金武町担い手育成総合支援協議会	H17.8.10	H17.8.18	H17.8.19
10	伊江村	伊江村担い手育成総合支援協議会	H18.1.30	H18.1.30	H18.2.1
11	伊平屋村	伊平屋村担い手育成総合支援協議会	H18.1.30	H18.1.30	H18.2.1
12	伊是名村	伊是名村担い手育成総合支援協議会	H18.1.20	H18.1.20	H18.1.25
13	うるま市	うるま市担い手育成総合支援協議会	H17.10.17	H17.10.17	H17.10.19
14	沖縄市	沖縄市担い手育成総合支援協議会	H17.10.3	H17.10.7	H17.10.11
15	読谷村	読谷村担い手育成総合支援協議会	H17.10.20	H17.10.20	H17.10.20
16	北中城村	平成19年度設立予定なし	—	—	—
17	中城村	中城村農業担い手育成総合支援協議会	H17.10.27	H17.11.2	H17.11.10
18	西原町	西原町担い手育成総合支援協議会	H17.10.25	H17.11.9	H17.11.16
19	豊見城市	豊見城市担い手育成総合支援協議会	H18.1.20	H18.1.24	H18.1.30
20	糸満市	糸満市担い手育成総合支援協議会	H17.10.11	H17.10.12	H17.10.13
21	八重瀬町	八重瀬町担い手育成総合支援協議会	H18.1.20	H18.1.26	H18.2.2
22	南城市	南城市担い手育成総合支援協議会	H18.1.31	H18.1.31	H18.2.2
23	与那原町	与那原町担い手育成総合支援協議会	H18.1.25	H18.1.26	H18.1.31
24	南風原町	南風原町担い手育成総合支援協議会	H18.10.6	H18.10.24	H18.11.1
25	久米島町	久米島町担い手育成総合支援協議会	H18.1.23	H18.1.25	H18.1.30
26	渡嘉敷村	設立予定なし	—	—	—
27	座間味村	設立予定なし	—	—	—
28	栗国村	栗国村担い手育成総合支援協議会	H19.3.12	H19.3.26	H19.3.28
29	渡名喜村	渡名喜村担い手育成総合支援協議会	H18.1.25	H18.1.26	H18.1.30
30	南大東村	南大東村担い手育成総合支援協議会	H18.2.3	H18.2.3	H18.2.3
31	北大東村	北大東村担い手育成総合支援協議会	H18.2.2	H18.2.2	H18.2.3
32	宮古島市	宮古島市担い手育成総合支援協議会	H17.11.9	H17.11.10	H17.11.14
33	多良間村	多良間村担い手育成総合支援協議会	H17.10.25	H17.10.25	H17.10.31
34	石垣市	石垣市担い手育成総合支援協議会	H17.11.1	H17.11.4	H17.11.14
35	竹富町	竹富町担い手育成総合支援協議会	H19.3.26	H19.3.26	H19.3.28
36	与那国町	与那国町担い手育成総合支援協議会	H18.2.1	H18.2.1	H18.2.3

	沖縄県担い手育成総合支援協議会	H17.5.23	H17.5.30	H17.6.1
--	-----------------	----------	----------	---------